

令和7年度

危機管理対応マニュアル



いじめ対応マニュアル
不登校対応マニュアル
ネットいじめ対応マニュアル
不審者対応マニュアル
食中毒・異物混入対応・食物アレルギー緊急対応マニュアル
校内事故対応マニュアル
災害対応マニュアル
児童引き渡しマニュアル
弾道ミサイル発射対応マニュアル
学校への犯罪・テロへの対応マニュアル
熱中症への対応マニュアル
新型コロナウィルス対応マニュアル
危機発生時等における心のケアに関する危機管理マニュアル
被災後の学校再開について

七尾市立田鶴浜小学校

1 いじめ対応マニュアル

1. いじめ問題への基本姿勢

(1) いじめの定義・・・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より抜粋

◆「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものをいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

(2) いじめ問題への基本姿勢

- ① 全教職員が、いじめは、「どの学校でもどの子どもにも起こりうる」ものであるという危機感を常にもって教育活動を実践する。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学校全体で確認し、児童一人一人に指導徹底する。
- ③ 一人一人を大切にする意識や日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- ⑤ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

★いじめ問題対応について共通理解を図った行動対応計画が適正に実施されているかモニタリングを行い、対応の充実・徹底を図る。

2. 指導体制の在り方

(1) 指導体制

- ① いじめの問題の重要性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立していじめ・不登校見逃しゼロを実践する。
- ② いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や児童理解の時間などで取り上げ、教職員の共通理解を図る。
- ③ いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立する。

(2) 学校全体での指導

- ① お互いを思いやり尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たる。
- ② 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うように努める。
- ③ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることないように、細心の注意を払っていく。
- ④ いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察

との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととする。

- ⑤ いじめられる児童に対して、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っていく。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折にふれ必要な指導を行っていく。

(3) 授業の中での指導

- ① 道徳や特別活動の時間の年間計画の中にいじめにかかわる問題を位置づけ指導を行うと同時に必要に応じて指導を行っていく。
- ② 学級活動や児童会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言を行っていく。
- ③ 児童に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を取り入れたりして積極的な推進を図っていく。

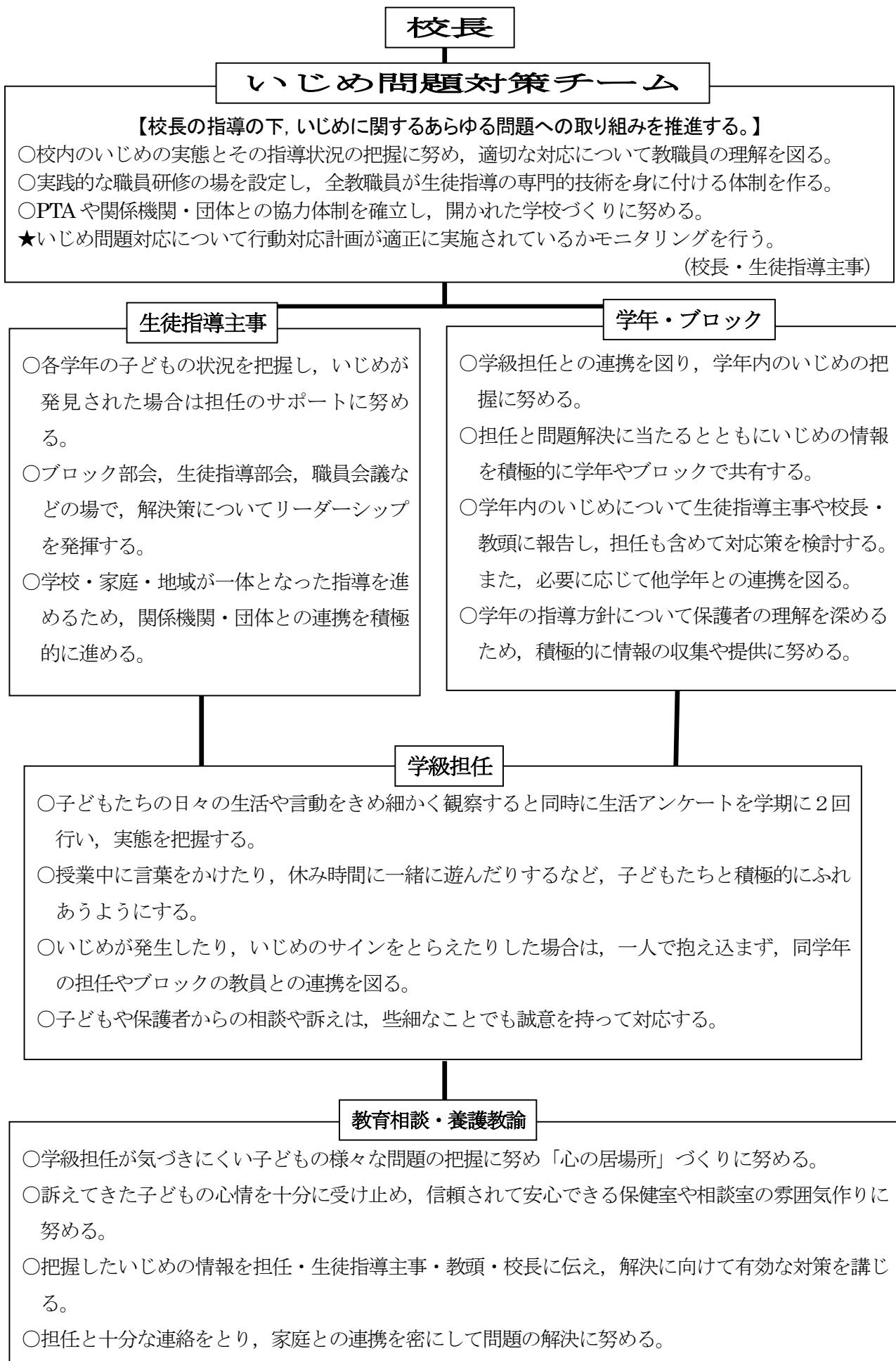
3. 早期発見・早期対応について

- ① 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- ② 児童の生活実態について、いじめなやみアンケート(年3回)や聞き取り調査を行うなど、きめ細かく把握していく。
- ③ いじめの把握にあたっては、級外の職員や養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。
- ④ 児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応していく。
- ⑤ いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく的確に対応していく。
- ⑥ いじめの問題解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じて、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力をていく。
- ⑦ 校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制を整備し、適切に機能させる。また、保護者の悩みに応えることができる体制を作る。(相談窓口、相談箱の設置)
- ⑧ 教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図っていく。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底を図っていく。
- ⑨ 児童の個人情報の取り扱いについて、ガイドライン等に基づき、適切に取り扱っていく。

4. 家庭・地域社会との連携

- ① 学校におけるいじめの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っていく。
- ③ いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっていく。
- ④ PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めていく。

5. いじめへの対応について



(1) いじめられている子どもへの対応

- ① いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ② 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静にじっくり子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④ いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ⑥ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

(2) いじめている子どもへの対応

- ① まず、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対に許されない行為であることを分からせる。
- ② 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が表面でていないことがあるので、いじめの集団内の力関係や一人ひとりの言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦ 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

(3) いじめられている子どもの保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして、話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動搖の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校としていじめられている子どもを守り通すことを十分に伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さず保護者に伝える。

- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

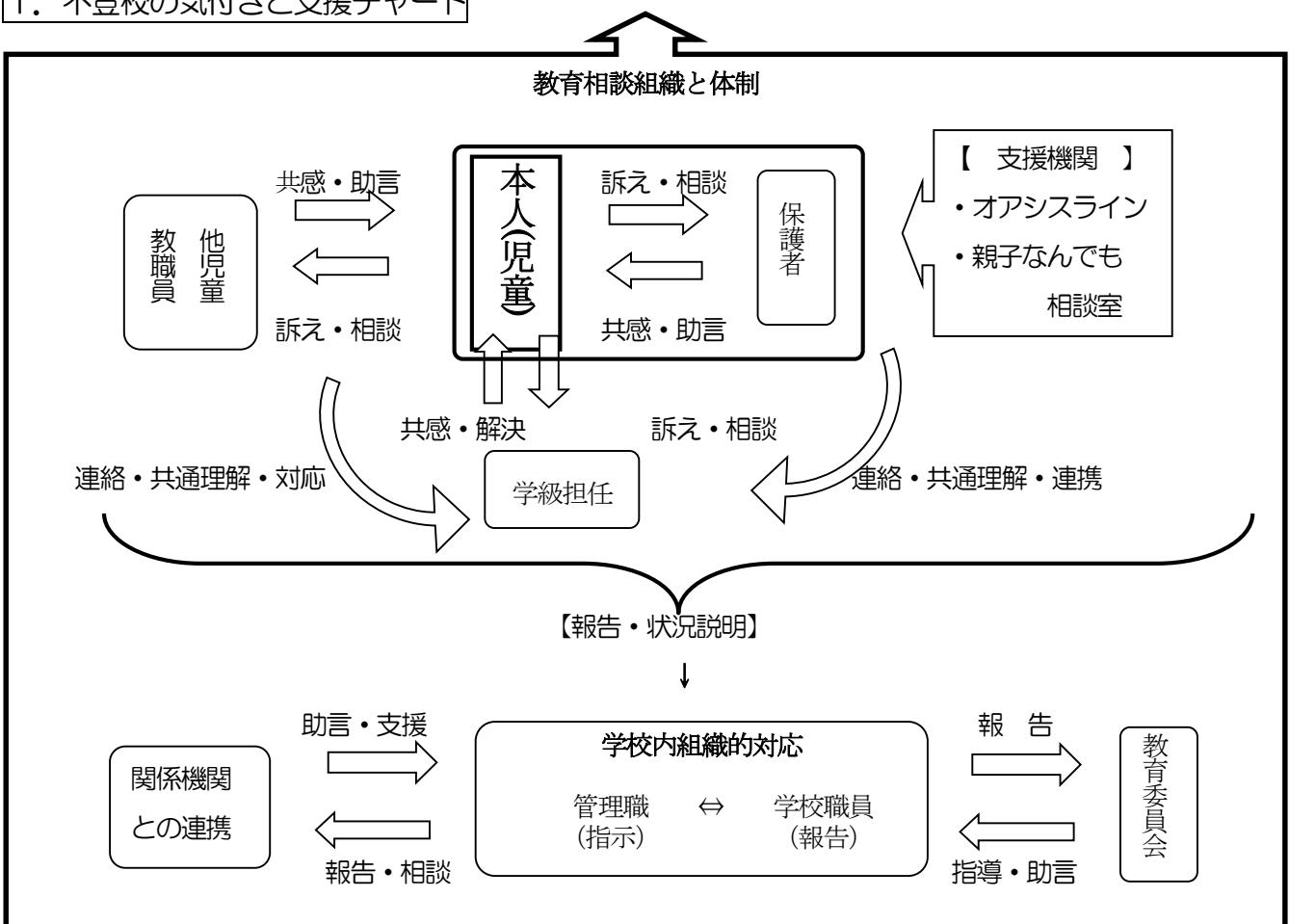
(4) いじめている子どもの保護者への対応

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。
- ② 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解しあうように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらえるよう要請する。
- ④ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

いじめ等が発生した場合には、必ず児童の様子、周りの状況、教職員の対応、関係団体の協力及び対応について記録しておくこと

2 不登校対応マニュアル

1. 不登校の気付きと支援チャート



未然防止

- 欠席状況が把握できる体制（教頭・養護教諭 → 担任, 生徒指導主事）
- 生活態度や行動の状況把握ができる体制づくり

【見立てのポイント】

現在の子どもの状態

- ① 情緒的な課題 ……抑うつ, 不安, 強い被害感, 情緒不安定
- ② 発達障害等の課題 ……ASD, LDなどの傾向
- ③ 行動に表す傾向 ……非行, 他者への攻撃

危機状況の見立て

- ① 学校での問題 ……いじめ, 友人関係, 教職員との関係, 学習状況
- ② 発達の問題 ……幼児期からの育ち, 幼保での様子, 前担任からの情報
- ③ 家庭での問題 ……現在の親子関係の状況, 家庭での急激な変化の有無 家庭内不和

対応等の記録について、必ず残しておくこと

2. 初期から中期の対応

不登校が疑われる欠席者が認められた場合（出停などは除く）……普段の児童生徒の実態把握が不可欠

	欠席日数	対 応	学校では	児童生徒・保護者には	支援のポイント
初期対応	0日目	・保護者への確認	・日常的に遅れがちな児童について、共通理解し、電話等ですぐ確認する		
	1日	・連絡帳や電話による連絡	・気になる点があれば必ず記録を残す。		
	連續欠席3日	・家庭訪問 安否の確認、家庭の様子の把握) ・児童生徒の様子、生活リズムの把握	・家庭訪問を行うことを学年主任、生徒指導主事、管理職等へ連絡。 ・訪問の結果を報告。	・まずは傾聴すること。 ・メモはその場で取らず、後で記入。	・児童生徒や保護者の立場に立った共感的理解を心がける。 ※腹痛、倦怠感、頭痛などが繰り返されていないかなど、欠席理由に注目すること。
中期対応	連續欠席5日	・放課後登校、別室登校の呼びかけを検討	・学年主任、生徒指導主事、教育相談担当教員とともに対策を検討。	・教員も一緒に考えていく旨を伝え、情緒的混乱を和らげる。	・不登校という状態を受け入れ、児童生徒や保護者をそのまま肯定する姿勢をもつ。
	連續欠席7日以上	・SCの紹介 ・外部機関との連携	・特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、SC等による見立て。 ・外部機関への連絡相談	・教員も一緒に考えていく旨を伝え、情緒的混乱を和らげる。	・学校における問題は必ず学校で解決する（友人関係、教職員との関係など）。 ・早期解決を焦らない。

3. 不登校が長期化することが予想される場合の対応

	対 応	学校では	児童生徒・保護者	支援のポイント
中期対応	・家庭訪問の継続	・家庭訪問の頻度など、対応に関する報、連相の徹底。	・曜日や時間などを決めて訪問する。	・焦らず、児童生徒の興味のあることや家庭での様子など、傾聴する姿勢を大切にし、動き出すのを待つ。 ・児童生徒・保護者が最もつらい思いをしているという共感が前提であり、ともに考え支えるという姿勢で臨む。
	・関係機関との連携、定期的な情報交換	・関係機関との連携の方針等に関する報、連相の徹底。 ・ケース会議等で情報の共有化を図る。		・現在どんなことが進行しているのかなど、専門家等と連携して客観的に把握する。 ・適応指導教室や相談機関と適宜連絡をとり、児童生徒の様子を確認する。

・学力保障の取組	・学力保障教材の作成。 ・別室登校が可能であれば、極力柔軟な対応を行う。	・可能であれば家庭での学習を勧め、家庭訪問の際にフォローアップする。	・学習の遅れへの不安を児童生徒・保護者が感じていることに共感しつつ、家庭学習は無理強いにならないように留意する。 ・時期により、児童生徒・保護者の不安感を和らげるため、進路に関する情報などの提供を適宜行つ。
・担任への支援	・家庭訪問等の負担を考慮し、事務負担等の軽減を図る。		・担任が問題を抱え込まないよう、チームで解決に取り組むいう意識の共有を学校全体で図る。

4. 児童に登校の兆しが表ってきた場合

対 応	学校では	児童生徒・保護者には	支援のポイント
回復期対応	・別室登校を提案する。 ・学校行事への参加を勧める。	・使える部屋を確保する。 ・担任以外の支援者ができるだけ確保し、どのような支援を行うかを確認しておく。	・当該学級や学年、学校全体で、当該児童生徒の状況を共有し、共通して対応すべきことがあれば確認しておく。
	・SCとの面談を勧める。	・SCとの情報共有を、担任だけでなく、不登校対策チーム、管理職などとも綿密に行う。	・現在の取組の状況を学校全体で共有する機会を頻繁にもち、教職員全員が同じ対応をとれるようにする。
	・学級で過ごすプランづくりと一緒に使う。	・当該学級の児童生徒の理解を図る。 ・補充学習の方策の検討。	・無理のないプランにするとともに、学級の児童生徒が一緒に取り組む意識の醸成に努める。

5. 日常の体制づくり

生徒指導体制

- ① 生徒指導提要にもとづく生徒指導計画の作成を行い、実践する。
- ② 全教職員が共通理解し意思統一を図る。
- ③ 月1回の職員会議を基本とし、必要があれば適宜児童理解会議を行う。
- ④ 子どもたちが楽しめる授業の充実を図る。（生徒指導の4視点を生かした授業づくり）
- ⑤ 危機管理マニュアルを改善し、改善危機管理体制の充実を図る。
- ⑥ 登下校の安全確保を行う。（下校時間の保護者への連絡、2人以上での下校）

教育相談体制（未然防止の取組）

（1）社会性の育成

- ① 毎月の生活目標を学年の段階に応じて具体化し、毎月自己点検を行う。
- ② 自主性を尊重し、秩序ある集団活動の充実で縦割り班活動を充実させる。

（2）基礎学力の徹底

- ① 「基礎・基本の時間」における「読み・書き・計算」の習熟を図る。
- ② 学習時間を確立する。（発展・補充授業を充実させる）
- ③ 帰りの会を利用して、個に応じた指導を工夫する。

（3）家庭や地域との連携

- ① 学校教育活動について説明する機会を設ける。

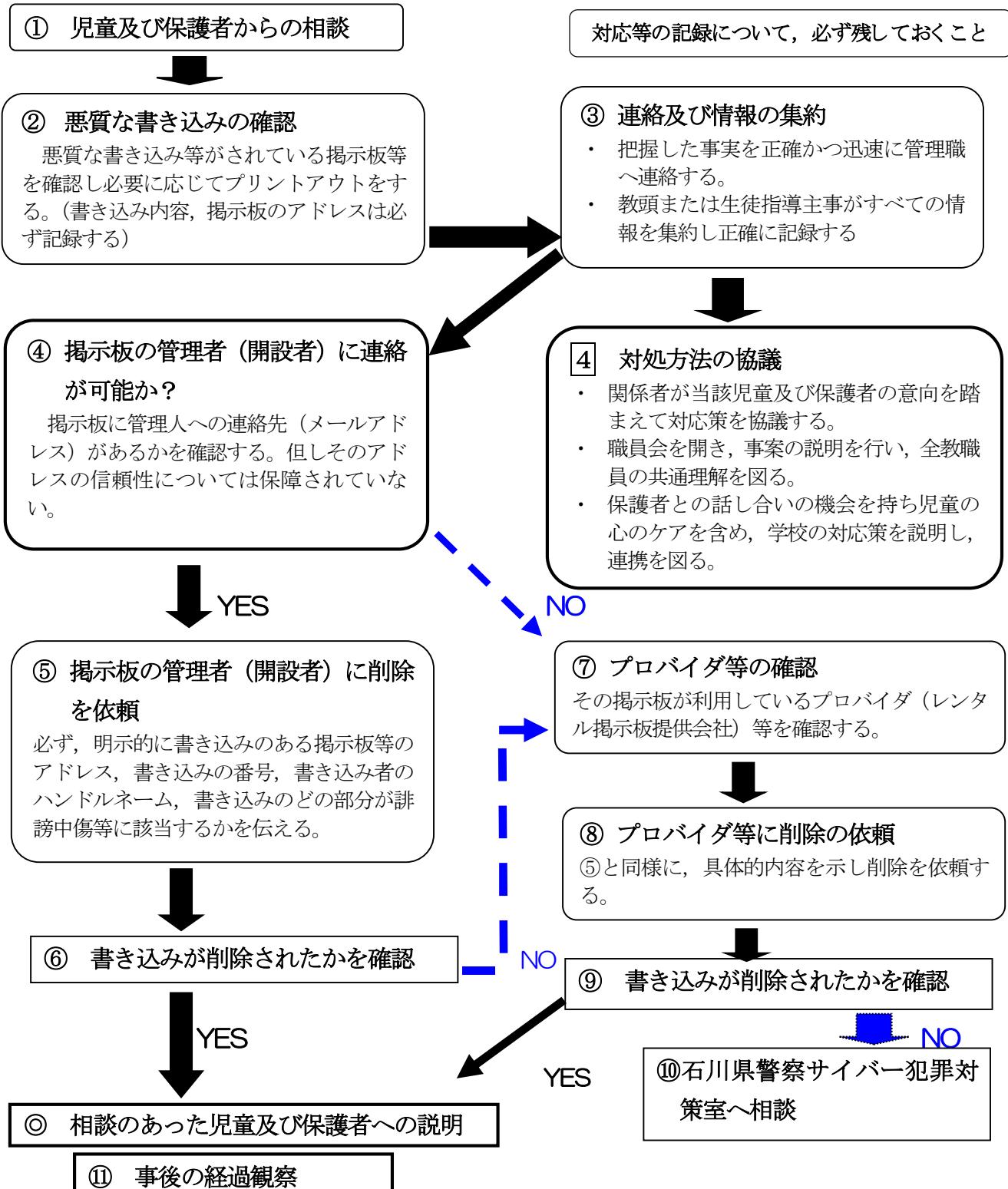
- ② 学校・家庭・地域の役割を問い合わせし、連携した教育を推進する。
 - ・いじめなやみアンケートを年3回行い、保護者に児童の様子を確認することと保護者の役割を見直す機会を設ける。(学年懇談の議題に載せる)
 - ③ 問題行動に応じて、電話連絡や家庭訪問などの早期対応を行う。
 - ④ 学校教育や学級経営に対する考え方を通信等で連絡をする。
- (4) 各種団体との連携
- ① 地区のスポーツクラブ
 - ② 地域保育園ネットワーク
 - ③ 民生児童委員・主任児童委員との連携
 - ④ 小・中連携(授業参観・学校祭など)
 - ⑤ 小・保連携(新入学児童の情報交換・授業参観・交流活動年間3回以上)

3 ネットトラブル対応マニュアル

1. 児童を守るために ・・・ 悪質な書き込みをされた場合の対処方法

- 児童やその保護者から、ブログ・チャット・電子掲示板などに悪質な書き込みをされたという相談を受けた場合
- 書き込みの削除を事件化よりも優先する。
- 児童に対する指導を行い再発防止に努める。

◆ 対応フローチャート ◆



2. 児童・保護者への対応

(1) 児童への指導

① 被害児童への対応

- ・ 嫌な思いや不安を感じたことなどへの共感的理解を基本とする。
- ・ 特に、書き込みをした者が分からぬ場合は、周りのすべての友人に疑いを持つなど、精神的に追い詰められた状態になっていることもあるので、十分配慮する。
- ・ 必要に応じて養護教諭、カウンセラーなどと連携する。

② 加害児童への対応（書き込みを行った児童が判明した場合）

- ・ 相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う。
- ・ 不特定多数の者が閲覧できる場で、一方的に他人を誹謗中傷することは犯罪になる可能性もあり、絶対に許されないことを厳しく指導する。
- ・ メールやSNS等への書き込みには、必ず責任が伴うことを理解させる。
- ・ 加害児童の複雑な心の屈折やストレスの背景に配慮することも必要である。

③ 一般児童への指導

- ・ 指導日時、指導する内容、対象児童（クラス、学年、全校）について、事前に十分協議する。
- ・ 被害児童の人権やプライバシーに配慮しながら実施することを確認し、教員によって指導内容が異なることがないように留意する。
- ・ 情報モラル学習を実施し、ネット上のマナーの周知徹底を行う。

- 自分や家族、友だちの情報を書き込まない
- 他人を誹謗中傷しない
- 困ったときは、まず相談する



3. 指導のポイント

- ① 電子掲示板等に他人を誹謗中傷する書き込みをする行為については、その内容によって名誉毀損や侮辱罪といった犯罪になる可能性があること。
- ② 電子掲示板に匿名で書き込みをしても、警察が犯罪行為であると判断した場合には書き込みをした者の特定を行っており、実際に捕まっているケースもあること。
- ③ 電子掲示板でのトラブルが殺人事件にまで発展してしまう危険性があること。
- ④ 現実世界と同様にインターネットなどを利用する際にもルールやマナー（ネチケット）があり、トラブルを避けるためには、お互いにネチケットを守らなければならないこと。
- ⑤ 誹謗中傷は、いじめであり、それによって人を不幸にすることになること。

4. 保護者への啓発

インターネット上のトラブルについては、初期の段階で対策を講じていれば被害を防げるケースも多いので、保護者の方にもインターネットの知識や危険性について知り、家庭でのルール作りの参考にしてもらう。

ネットの
知識を得る

インターネット上では、常に新しいサイトやシステムが登場するため、その危険性を把握するには、多くの努力が必要とします。保護者が危険性を理解していない空間に子どもを放任することは非常に危険なことなので、できる限りネットの知識を得るようにしましょう。

家庭の
ルール決め

インターネットの危険性を十分認識し、家族でインターネット接続のルールを作りましょう。保護者の目の届く範囲でパソコンを使用させる等のルールを作りましょう。

子どもの
行動を見守る

何らかのトラブルに巻き込まれた子どもたちは、必ず行動に変化が認められます。そのシグナルを見逃さないようにパソコン等の使い方を普段から観察し、子どもの行動に理解を示しましょう。

フィルタリン
グの活用

悪質なサイトを見せないことで、子どもたちが事件に巻き込まれることを未然に防ぐことができますので、フィルタリングを有効に活用し、違法・有害サイトへ接続させないようにしましょう。



ネット時代に子どもを見守るポイント

- ① 自分の身は自分で守れること (判断・自制・勇気ある退去)
- ② 他人に迷惑や危害を加えないこと (思いやり・常識ある行動)
- ③ ネット依存症にならないこと (自制・親の見守り)

4 不審者対応マニュアル

1 不審者侵入の防止

①校門

- ・正門と児童が通常登下校する児童用校門には、来校者向けに「来校者の方は正門から校舎入口へおいで下さい」の案内を掲示する。

②校門から校舎入口

- ・児童玄関は8時から下校まで施錠し、来客者と児童の出入りがぶつからないようにする。
- ・来客者が出入りできる玄関は1箇所とし、校門から玄関までのルートと違うところを通らないようにする。

③校舎への入り口

- ・来客用玄関は常に自動ロックされており、インターホンで来校者の顔と名前をチェックして校内に入ってもらう。
- ・玄関には来客者名簿を設置し、名前を記入してもらう。
- ・児童玄関2か所は、朝の始業時、運動場玄関は、朝の始業時、長休み後、昼休み後には職員が施錠を確認する。
下校時刻に合わせて、解錠・施錠を確認する。
- ・授業時には、職員が校舎内を巡回する。

④郊外の巡回・巡回

・登校時の巡回

職員は出勤時に安全を確認しながら出勤をする。情報を共有していく。
毎月1日にはPTAの協力を得て、街頭指導を行う。

・通学路の合同点検

PTA・児童・職員と合同で点検を実施する。

・地域見守り

交通推進隊・児童民生委員・ライオンズクラブ、・駐在所等の協力を得て、登下校時の見守り活動を実施する。

2 不審者侵入時の緊急対応

チェック1 『不審者かどうか』

対応1 退去を求める

→退去を求めても応じない場合は、児童に危害を加える恐れがないかどうか速やかに判断する。

チェック2 『危害を加える恐れがないか』

対応2 隔離・通報する

→危害を加える恐れがあると判断した場合には、別室に案内して児童から隔離するとともに、他の職員の応援を得て、速やかに「110番」に通報するなどの対応を迅速に行う。危害を加えるおそれがないと判断した場合には、再び丁寧に退去を求める。

対応3 児童の安全を守る（隔離できない場合）

→教職員は身近にある用具などを用いて侵入した不審者と適当な距離をおき、複数の教職員がまわりを取り囲むなどして移動を阻止する。また、全校に周知して、児童に被害が発生したり、被害が拡大したりしないようにする必要がある。

チェック3 『負傷者がいるか』

対応4 懸念手当てを行う

→負傷者がいるかどうか把握し、負傷者がいる場合には、速やかに、懸念手当の実施や救急車の要請など対応する。同時に、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの懸念手当を行い、症状が重篤にならないようとする。また、全体の児童生徒等の心を落ち着かせるとともに、被害を受けたり、目撃したりして強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童生徒等には養護教諭を中心に心のケアに着手する。

対応5 事後の対応措置を取る

→事後は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成等が必要となる。事件・事故災害対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。

3 登下校時の不審者等による緊急事態発生時の対応

チェック1 『緊急対応が必要か』

学校の登下校時の不審者情報の第一報が入った時点で、その概要を把握し、緊急に対応しなければならない情報なのかどうかをチェックする。

対応1 被害者等の安全確保

→緊急事態が必要と判断した場合は、児童の安全確保を図る取組を迅速・的確に行う。

チェック2 『不審者が確保されているか』

被害者等の安全確保を行った後、不審者が確保されているかチェックする。

対応2 登下校の安全確保

→不審者が確保されていない状況が続き、登下校時の児童に被害が及ぶ危険性がある場合は、保護者への引き渡しや集団登下校など児童の安全を確保する。

→警察の緊急パトロールの要請、地域住民・保護者・学校安全ボランティア等の防犯パトロールの要請など登下校の安全確保を行う。

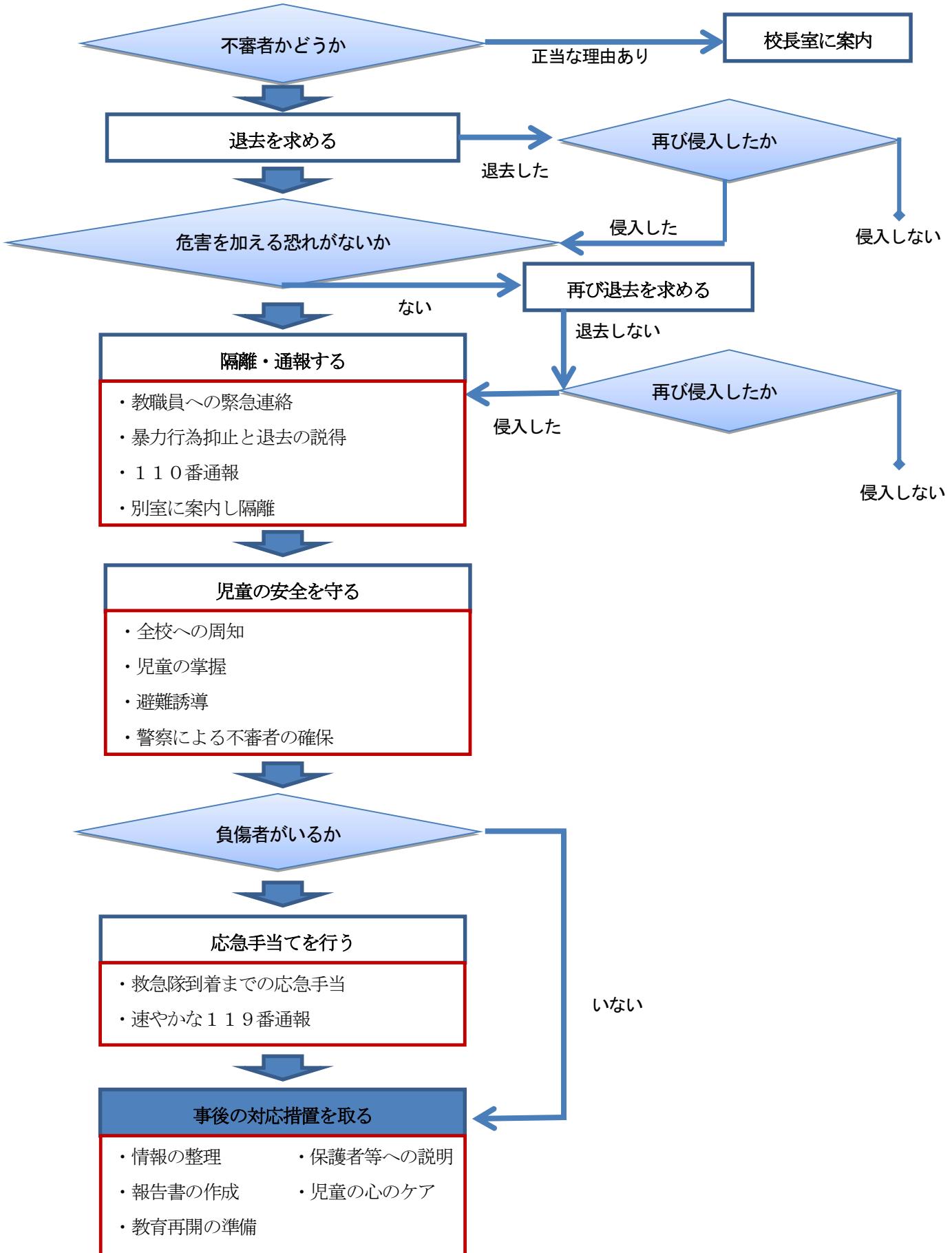
対応3 事後対応・措置

→事態終息後、事態への対応を見直し、日頃の対策と緊急対応を改善する。

→養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行う。

→情報を整理し教育委員会等への報告書を作成し、報告する。また、必要に応じて「保護者説明」、「心のケア」などの事後の対応や措置を行う。

4 不審者対応フローチャート（校内侵入時）



5 不審者対応避難訓練概要（校内侵入時）

不審者、近辺の職員	近くの教室	職員室
◆不審者を発見したら、声をかける。 『ご用件は？校長室へどうぞ』		
◆緊急サイレン（ハンドマイク）を鳴らし、職員室及び他教室に知らせる。 ◆その後、自教室に戻って施錠する。	◆教室の内鍵をかける。（教師） ◆騒がずに、静かに教師の指示を待つ。（児童）	◆不審者の侵入とその位置を確認する。 ◆放送で不審者の侵入とその位置を知らせる。 【放送】 「大型車が運動場玄関から突入。現在〇〇付近です。」
		◆対応可能な職員は複数で現場へ駆けつける。 ◆刺す又や棒などを持つ係 ◇できるだけ刺激をしないように。 ◇不審者があまり動きまわらないように。 ◆連絡係（携帯電話を持って、警察に通報） 警察署（53-0110） 【通報】七尾市立田鶴浜小学校に不審者が侵入しました。至急出動お願いします。
	◆不審者の教室内への侵入に備えて、バリケードをつくる。（教師） ◆不審者確保までの間は、不審者が教室内に侵入しないように、注意を払う。（教師） ◆次の指示が出るまで、しゃべらずに待機する。（児童）	◆教育委員会（53-5090） 【通報】七尾市立田鶴浜小学校に不審者が侵入しました。警察へは通報しました。 ◆職員室には、警察官を案内する係を残す。 ◆不審者確保を確認してから、放送する。 【放送】緊急集会を開きます。児童のみなさんは先生の指示に従って体育館に集まりましょう。 ◆避難ルートを確認し、体育館へ避難する。
◆警察官が到着し、不審者を確保。		
《全校集会》（進行： 1 人数を確認し、校長に報告する。 2 警察署員からの講評・指導 3 校長講話 ◆全教職員で次の避難訓練の課題の確認 ◆各学級で振り返りのための補充指導）		

5 登下校時における不審者等、緊急事態への対応

登下校時において、児童を対象とした犯罪が敢行される事態を防止するために、下記の点について、学校保護者、地域等が連携し、児童の危険を回避するよう適切な対応をとる。

（1）児童に対する注意喚起について（指導事項）

- ・複数での下校を指導し、暗い道や人通りの少ない裏道等は、使用させない。
- ・声かけや誘いには応じないように事前指導する。
- ・子ども110番の家などを周知し、緊急時には、直ちに110番通報をする等の事前指導を徹底する。

（2）家族等の迎えを待つ場合の待ち合わせ場所について

- ・保護者が迎えに来る場合は、学校内（体育館）で待機することを周知徹底する。
- ※保護者の迎えが無い場合は、学校にて留め置く。

（3）学校周辺の安全点検について

- ・定期的に防犯の観点で、学校から児童が利用する最寄りのバス停等まで及び保護者が迎えに来る際の待ち合わせ場所の点検を行う。
- ・異常等が見られた場合には、早急に対応すること。

5 食中毒対応マニュアル

1. 患者の早期発見に努める

日頃から児童の健康状態の把握するように努め、食中毒患者の早期発見に努めることが必要。

- (1) 児童の欠席率の動向に注意し、異常の発見に努める。
- (2) 健康観察その他によって健康の異常の発見に努め、疑わしい症状のある場合は、速やかに学校医または医師の診断を受けさせ、その指導により必要な措置を講じる。
- (3) 健康に異常のある児童は、教員等に申し出るよう指導し、保護者に対しては、児童が食中毒にかかる、またはその疑いがある場合には、学校にその旨を報告するよう指導する。
- (4) 関係保健所等からの情報提供を受け、地域における食中毒の発生及び流行状況を把握するように努める。

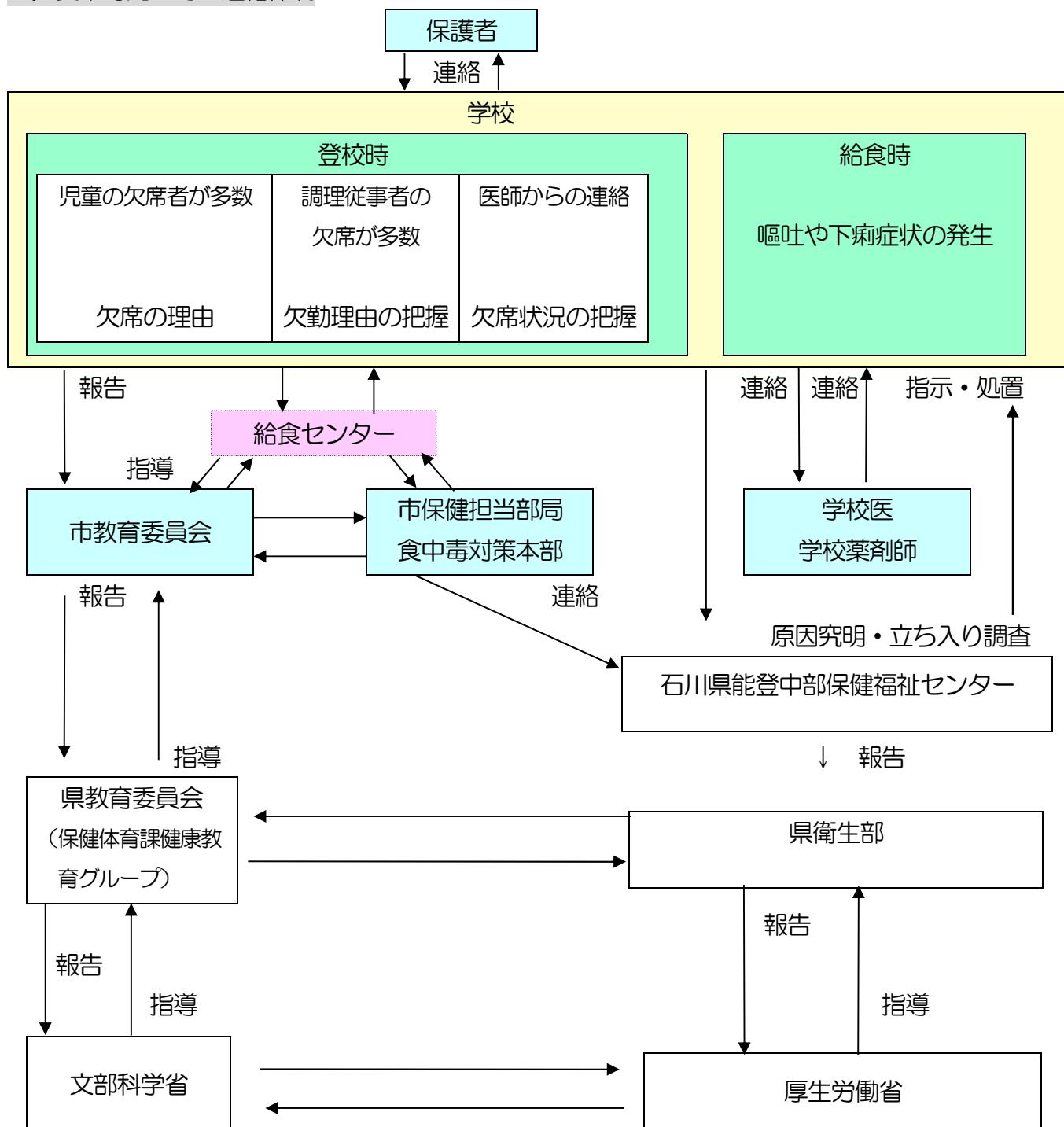
2. 食中毒発生時における学校の対応

食中毒が集団発生したり、あるいは集団発生の疑いがあつたりするときは、学校は、速やかに次のような措置を講じる。

- (1) 校長は、異常を訴える者や欠席者の欠席理由や症状に風邪様症状、腹痛、下痢、発熱、嘔吐が共通に見られるなど、食中毒の疑いがあるときには、直ちに学校医、教育委員会、給食センター、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期す。
 - ①学校給食の中止についても速やかに判断する。
 - ②保護者に対しては、教育委員会や保健所の指示に基づき、食中毒発生の（疑いがある）事実、児童の健康調査、検便などの各種調査への協力のお願いなどを学級担任を通じて速やかに連絡する。
- (2) 校長は、校内組織等に基づいて、教頭、保健主事、学級担任、養護教諭、給食主任、技師などの役割を再確認し、校内外の取組み体制を強固なものにする。
特に教育委員会、保健所や報道関係には、校長又は教頭が責任を持って対応する。
校長は、保健主事に学校保健委員会の開催を指示するなど、学校、家庭、地域及び専門機関が一体となって取り組める体制を作る。
- (3) 食中毒発生時になされる緊急連絡は、情報がより速やかに伝達されるようあらかじめ編成した連絡網（地域別連絡網など）を用いることが望ましい。その際、学校から各家庭に伝達する内容については、個人のプライバシーなどの人権の侵害が生じないように配慮する。
- (4) 食中毒発生時には、保健所の指示の下に、児童及び教職員の健康状態及び喫食状況を、「健康調査票」、「喫食調査票」などにより組織的に把握する。また、学校医などの指示のもとに、必要に応じて、欠席者に対し家庭訪問による調査、相談も行う。
- (5) 校長は、保健所等による立ち入り検査がある場合、担当責任者を定めて的確に対応する。
- (6) 校長は、教育委員会、保健所その他の関係機関に対しては、発生状況を定期的に報告し、指示を求めること。教育委員会への報告は、終息するまで継続的に行う。
- (7) 校長は、食中毒の発生状況、食中毒についての正しい知識、児童及び家族の健康管理の注意事項を隨時保護者に連絡し、協力を求める。
- (8) 校長は、児童に対し、緊急の全校集会などで、次のような事項につき必要な指導を行う。

- ①食中毒の発生状況。
- ②食中毒についての正しい知識。
- ③手洗いの励行など健康管理面の注意事項。
- ④食中毒に罹患している児童、その家族等に対し差別偏見によるいじめなど不当な扱いをしないようにする。

3. 食中毒発生時の連絡体制



6 異物混入対応マニュアル

1. 異物混入の発見（異物の種類により判断すること）

（1）危険な異物の場合

◆金属やガラス類など、児童の生命に影響を及ぼすと判断される異物混入の場合は、児童の安全性を最優先に対応策について検討する

◆非危険物の場合

毛髪や虫、食材の包装材料の切れ端などの異物については、不愉快であり衛生的ではないが生命の影響度も少ないと思われる所以、直接その異物を除去する

また、異物の種類によっては、その食缶を使用せず、給食センターと相談し、代わりの食缶の使用について検討する

2. 異物混入における対応について（危険な異物の場合）

（1）学校内の連絡体制

◆児童→担任または技師 → 教頭 → 校長

◇児童の被害状況の把握

◇異物ならびに全校分の給食の保全

◇教職員全員に周知し、校内の連絡体制を確立する

◇当該児童から異物混入の状況について聴取する

（2）関係機関への連絡体制

①学校 → 市教育委員会 (TEL 53-5090)
↓
→ 給食センター (TEL 68-3135)

◆異物発見後、速やかに連絡する

◆異物の状況によっては、PTAの役員にも説明する

②市教育委員会における連絡体制

◆学校教育課 ⇄ 県教育委員会

⇨警察署（異物の種類や児童の被害状況を把握してから校長との協議により調査依頼を検討する）

③被害児童の保護者への説明と謝罪

◆経過説明と当面の対応策ならびに再発防止対策について説明する

④保護者への報告

◆重大な異物混入については、学校を通じて保護者に対し異物混入の概要について説明する

（3）異物混入防止対策

①パン、米飯、牛乳などの保管については食堂を施錠するなどにより安全性を確保する

②配膳員の遵守事項の点検

◆配膳室の安全点検と針等の持ち込み禁止と作業に入る前の日常の被服点検の徹底

(4) 食堂における異物混入の点検

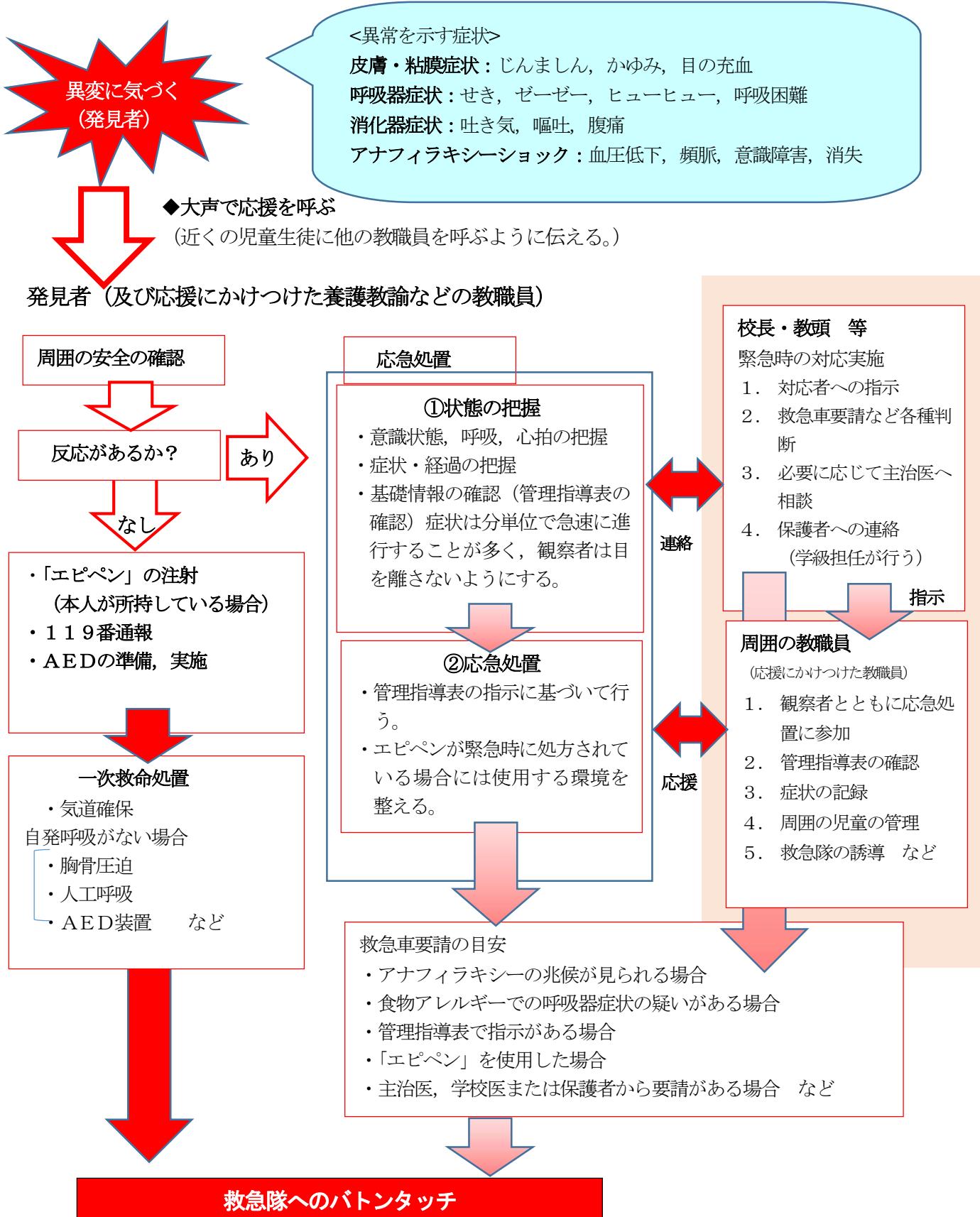
- ①食堂の施錠の徹底と安全管理について点検すること
- ②校内の不審者対策を強化すること
- ③食堂内の整理整頓の徹底

(5) 異物混入と児童に対する指導

- ①学校給食における異物混入に関しては、センターからの給食コンテナの受け取り、ワゴンへの移動、配食する過程において、十分点検しながら未然防止に努めること
- ②画鋲や針などの危険物が給食に混入した場合の危険性や命の大切さについて指導すること

7 食物アレルギー・緊急時対応マニュアル

◎アナフィラキシー症状をきたした児童を発見したときの対応



発見者のチェックシート

発見者が行うこと

- ①子供から目を離さない、ひとりにしない
- ②助けを呼び、人を集めめる
- ③エピペンや内服薬を持ってこさせる

全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいたるは不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかずれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

数回の軽い咳

消化器の症状

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1~2回のおう吐
- 1~2回の下痢

- 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- 吐き気

目・口・鼻・顔面の症状

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の症状

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

ただちに救急車で医療機関へ搬送

エピペン使用・その場で安静 動かさない

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合 吐き気おう吐がある場合



呼吸が苦しく仰向けになれない場合



速やかに
医療機関を受診

安静にし、
注意深く経過観察

8 校内事故対応マニュアル

急用・研究授業・自習等で指導者が教室に不在になるときの事故発生を防ぐための手立て

- ◆学習ルールの確認
 - ◇悪ふざけ・けんか・いやがらせ
- ◆学習内容の確認と自習終了者への次の学習内容の指示
 - ◇テスト・ワークシート・その他の学習課題 → 読書・別のワークシート・ドリル等
- ◆危険な作業を伴う学習は回避
 - ◇理科（電気・化学薬品・アルコールランプ・ガスコンロ等）
 - ◇図工（工作・彫刻・版画等）
 - ◇家庭（包丁・ガスコンロ・電気製品・熱湯等）
 - ◇体育（危険を伴う学習内容 体力を高める運動・器械運動・陸上運動・水泳等）

事故発生

- ◆時系列のメモをとりながら落ち着いて対応
- ◆大きな事故であればあるほど他の教職員の協力を得て対応
- ◆近くに教職員がいない場合は複数の児童に職員室等へ呼びに行くよう指示
- ◆児童への励まし等の声かけ ◆他の児童へ落ちついて行動するようにの指示

保健室への搬送

- ◆養護教諭等によるけがの程度の確認と判断

保護者への連絡と搬送先の確認

- ◆保護者への状況を説明と搬送先・搬送方法等の確認
- ◆学級担任 家庭環境調査票 → 付添者

救急車の出動要請・タクシーの手配・保護者の迎えの確認

- ◆誘導

職員室への連絡

- ◆救急車出動要請時 → 教育委員会への事故発生と対応の概要報告
- ◆付添者の確認

病院への搬送

- ◆付添者は携帯電話と家庭環境調査票を持参

学校への報告

- ◆診断結果について報告

保護者への経過・事後処置の概要説明

- ◆保護者に事故の発生と対応について概要を説明
- ◆日本スポーツ振興センター等に関係する事後処置の流れについて説明
※ 事故の内容によっては後で説明する

帰校

- ◆事故の程度と病院の診断、保護者の状況から総合的な判断 → 帰校 → 教育委員会

お見舞

- ◆学級担任と管理職等でお見舞
※ 児童の心のケアを最優先する

児童の心のケアと事後処置

- ◆児童の心のケアと保護者への誠意ある対応
※ 心からの誠意をもって励まし、不安を抱くことのないよう心のケアに努める
※ 保護者が不安を抱かないよう細心の注意を払って事後処理を進める
※ 保護者に記載をする資料等を依頼・送付するときは、手紙や電話等で説明をする

頭頸部外傷への対応

◆頭頸部外傷の予防のために

※頭頸部外傷事故は、男子に多く、体格の発達や運動能力の向上に伴って増加する。

※競技経験の浅い段階で事故が起こりやすい。発達段階や技量に応じた活動計画を立て、適切な指導を行うことはもとより、無理な練習や施設設備の不備等がないように注意をする。

◆事故発生後の対応について

※決してすぐには立たせずに、意識障害の有無等をチェックする。意識障害が継続する場合は、直ちに救急車を要請する。また、脳振盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐ。

※頭部打撲の場合、その後、6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察が必要である。頸髄・頸椎の損傷が疑われる場合は、平らな床に速やかに寝かせた後、意識の状態、運動能力（まひ、筋力低下）、感覚異常（しびれ、異常感覚）、呼吸の状態の4つを確認することが必要であり、動かさないで速やかに救急車を要請する。動かすことによって重症にしてしまう危険性があるので、救急隊に搬送してもらうようにする。

頭頸部外傷への対応

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業「学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）



9 災害防災マニュアル

1. 学校および周辺地域の災害想定および避難場所

災害項目	被害想定（場所）	避難場所
火災	<火元確認場所> 理科室・家庭室・給湯室　隣接する給食センター	①グラウンド ②体育館（雨天時等の場合）
地震	<大地震が発生した場合> 仮設のプレハブ校舎で、強い地震の場合は、倒壊の恐れ 体育館外非常階段は倒壊の恐れ 図書室・理科室は、ロッカーや棚の転倒の恐れ 震度5弱以上の場合は児童を学校に留め置き、保護者引き渡しをする。	①グラウンド ②体育館（雨天時等の場合）
津波	<能登大地震発生の場合> 本校の位置は、海拔18m 津波想定区域ではない 田鶴浜町で津波浸水の影響がある町会は馬場町で予想津波到達開始時間37分最大津波到達時間46分 津波の高さ0.7m よって、校舎に津波の影響はないと予想されるが、児童の下校の安全のため、学校に留め置き、保護者引き渡しをする	① 校舎棟3階以上
浸水	<豪雨、台風の場合> 本校は海拔18mであり、浸水想定区域ではない 平成30年8月31日からの豪雨時には二宮川が氾濫 校区浸水被害 住家床上14床下43 非住家床上2床下32であった。校区各地区に被害が出る可能性がある場合は、保護者引き渡しをする	① 体育館 ② 校舎各階教室
土砂崩れ	本校は、土砂災害警戒区域ではない 校区の三引川周辺が土砂流の可能性があり、児童の下校には、引き渡しを想定する必要がある	①グラウンド ②体育館（雨天時）

学校周辺の避難所

避難所	場所	連絡先
指定避難所	本校（指定されている） 屋内収容人員 239 野外収容人数 14,084 屋内避難施設面積 478 屋外避難面積 28,169	68-3111
	県立田鶴浜高校	68-3116
	田鶴浜勤労者体育センター	68-3803
	田鶴浜体育館	68-3803
	田鶴浜武道館	68-3803
	健康福祉プラザさつき苑	68-3230
指定緊急避難場所	サンビーム日和ケ丘 田鶴浜地区コミュニティセンター	68-3336
	田鶴浜地区コミュニティセンター相馬分館	68-3525
	// 金ヶ崎分館	68-3114
	ふれあい交流館 金ヶ崎	68-3539

3. 災害時配備体制

七尾市において、震度4以上の地震が発生したとき、もしくは大雨・洪水・高潮・暴風（暴風雨雪含む）警報のうち、1つ以上が発表され、かつ、七尾市から「高齢者等避難」が発令（警戒レベル3）されたとき、管理職は下記の事項について学校教育課課長補佐もしくは課長宛報告する。（学校災害対策本部設置に備える）

【児童生徒及び教職員の安否・施設の損傷・臨時休業もしくは日課変更の報告基準】

※勤務時間中

児童生徒や教職員の安全確保を第一とした上で、地震発生もしくは避難情報発令後1時間以内に施設を巡視し、状況を報告する。

※勤務時間外（在校時）

自身や家族、教職員の安全確保を第一とした上で、地震発生もしくは避難情報発令後1時間以内に施設を巡視し、状況を報告する。

※勤務時間外（在宅時）

自身や家族、近隣住民の安全確保を第一とした上で、地震発生もしくは避難情報発令後の翌朝施設を巡視し、状況を報告する。

（1）休日・夜間時

災害		教職員配置と対応
風水害	地震・津波	
警報 大雨・洪水 暴風・暴風雪	震度4	<p><教職員>校長・教頭・教務 <対応></p> <p>① 施設設備の被害の確認と報告 教頭→校長→市教委 <u>※復元は市教委報告後にすること</u></p> <p>②授業の有無決定と市教委・生徒の状況報告</p>
甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合	<u>震度5（弱）以上</u> 大津波警報	<p><教職員>全教職員が連絡可能状態ではI</p> <p><原則>自身や家族の安全確保を第一とした上で（夜間の場合は翌日）学校に出勤</p> <p><出勤できない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 途中の情報を持って最寄りの機関・学校等へ仮配備し、校長に報告・指示を受ける <p><対応></p> <p>① 教職員の安否被害確認 連絡網→校長→市教委</p> <p>② 児童の安否確認・授業有無の決定 担任→学年主任→校長（教頭）→市教委</p> <p>③ 施設設備の被害確認と報告 管理担当→教頭→校長→市教委 <u>※復元は市教委報告後にすること</u></p>

児童生徒等の安否確認・連絡体制（休日・登下校時・夜間時）

＜地震発生の場合＞

震度	安否確認	連絡手段
震度3	×行わない	×
震度4	△被害状況により校長判断	連絡手段順位
震度5弱以上	○全員行う	①メール配信しForms等で回答 ②電話連絡 ③家庭訪問 ④避難所訪問

＜安否確認時の内容＞

- 児童生徒等及び家族の安否・けがの有無
- 被災状況（児童生徒等の様子・困っていることや不足している物資等）
- 居場所・今後の連絡先・連絡方法 等

(2) 教職員在校時

分 担	担 当 者	内 容
本部・本部長	校長	全体の状況把握、必要な判断・指示
通報・連絡	教頭・事務職員	警察・消防・教育委員会への連絡 保護者・PTAへの連絡
誘導	学級担任・授業者	避難誘導、人員点呼・報告、児童管理
救護	養護教諭	救護場所設置、救護、搬送対応
捜索	級外	避難誘導、捜索活動
搬出	事務職員	避難誘導、捜索・救出、非常持ち出し
初期消火	級外	避難誘導、捜索・救出、初期消火

4. 災害発生時の対応（教職員在校・校内活動時）

学校災害対策本部の設置と教職員の対応

- ↓ ◆本部長 ◇校長（不在時は、教頭以下順位付をした臨時の組織の編成）
- ↓ ◇教職員 役割分担に従った災害応急活動

情報連絡活動

- ↓ ◆情報の収集及び提供、連絡（通信手段の確保）
- ↓ ◆被害状況の把握と報告

避難誘導

- ↓ ◆児童の安全確保を第一とした避難誘導を実施
- ↓ ◇校舎内避難 → 避難経路 → 校庭・体育館
- ↓ ◇校舎外避難 → 避難道路 → 広域避難場所

校内災害対応・巡視

- ↓ ◆二次災害の防止行動 行方不明者の捜索・確保・ガス漏れ対応・初期消火

救護活動

- ↓ ◆負傷者等への応急処置（救急医薬品の確保・携帯）

搬出活動

- ↓ ◆状況を確認し、可能な場合、搬出活動を実施（校長室 耐火金庫）

避難管理運営への支援活動

- ◆避難所としての受け入れ体制の確保と対応

教職員のための避難誘導の指針

児童の安全確保最優先

- 1 「お・か・し・も」を合い言葉として単純明快な指示で児童を掌握する
- 2 心身に障害がある児童や自力避難が困難な児童の安全確保を優先する
- 3 避難完了後、残留し行方のわからない児童や危険な状況にある児童を迅速に確認する
- 4 被害状況を把握し、避難順序や避難経路を臨機応変に変更し安全確保にあたる
- 5 二次避難、保護者引き渡しへの対応について確認し対応する

状況に応じて、七尾市教育委員会や七尾市役所、関係諸機関との連絡確保に努める

七尾市教育委員会 53-5090・53-8435

石川県七尾警察署 53-0110

石川県七尾警察署田鶴浜駐在所 68-3110

石川県七尾警察署相馬駐在所 68-3104

七尾鹿島広域圏消防組合田鶴浜 68-3119

5. 災害発生時の対応 校外活動時

児童の安全確保

- ↓ ◆全員集合と人員確認
- ↓ ◆行方不明者の搜索と確保
- ↓ ◆宿泊活動の場合は、宿泊先の管理者の指示に従う

状況確認と学校への報告

- ↓ ◆情報の収集及び提供、連絡（通信手段の確保）
- ↓ ◆被害状況の把握と報告
- ↓ ◆保護者への連絡
- ↓ ◆被災時の児童の不安解消のためのケア

交通機関・帰校ルートの安全確認

- ↓ ◆児童の安全確保を第一とした対応

帰校後の保護者への引き渡し

- ↓ ◆学校と保護者の引き渡しマニュアルの共通理解

帰宅と今後の対応の確認

6. 災害発生時の対応 登下校時

(1) 教職員の対応

所属校へ出勤・帰宅時は所属校へ戻る

- ◆出勤・帰宅途中で得た情報を勤務校へ連絡

在校中の教職員の下校前の児童の安全確保

- ◆避難誘導・人員確認・行方不明者の確認

津波・液状化発生時の避難誘導

- ◆情報収集と対応
- ◆火災・河川の氾濫・崖崩れ・その他への対応

七尾市教育委員会へ児童の安否について報告

- ◆行方不明者等への対応

保護者への引き渡しができない児童の安全確保

(2) 児童の対応

登下校途中の安全確保

↓ ◆安全に行動する力の育成

在校児童は教職員の指示に従って避難

↓ ◆避難訓練・安全指導

学校・災害発生時の近くの家・避難場所等への避難

↓ ◆避難訓練・安全指導

学校・自宅・保護者等への連絡・安全確保

7. 災害発生時の対応 教職員在宅時

(1) 教職員の対応

自宅・家族の安全確保後、勤務校へ参集

↓ ◆出勤途上で得た情報の報告

児童の安否確認

↓ ◆メール・電話・携帯等での確認作業

校舎等の安全確認

↓ ◆被害状況の把握と二次災害への対応

避難場所の開設と管理運営への協力

↓ ◆他の関係諸機関との連携

児童の状況・学校の被害状況の報告

↓ ◆七尾市教育委員会（被害時の緊急電話の活用）

児童の心のケアと保護

(2) 指導の対応

学校にいる児童の安全確保と保護

↓ ◆校舎内外の点検

家庭にいる児童は、保護者が対応

↓ ◆地域の人たちとの連携・協力

学校への安否についての連絡

8.緊急持ち出し品の内容・保管場所

(1) 緊急時持ち出し品（職員室校長席前棚の下）

透明箱 危機管理マニュアル・懐中電灯（単1電池2）携帯型ラジオ・ハンドマイク
ホイッスル

黄色かご 児童緊急連絡用名簿・引き渡しカード・関係機関の緊急連絡先一覧

(2) 各学級の持ち出し品

クラス名簿・引き渡しマニュアル

10 児童引き渡しマニュアル

1. はじめに

地震や津波、集中豪雨、豪雪、不審者出現等の非常時に、学校と保護者、地域、関係諸機関と連携して、正確な状況を把握し、学校待機や保護者引き渡し等の手順を明確化し、安全に対応する。

2. 「引き渡しの判断」について

引き渡しの判断基準は次の通りである。

- (1) 地震や津波等の限られた時間内での対応が必要な場合、情報の収集と提供を行うため、児童と保護者を学校待機をさせたり、避難指示等に従って行動したりする事によって安全を確保する。
- (2) 津波発生の場合、地理的に本校が最も高台にあり、避難場所となるので、安全が確認された段階で、保護者引き渡しを開始する。
- (3) 校外活動中や登下校中の場合も、速やかに本校に帰校・避難し情報の収集を行い、安全が確認された段階で保護者引き渡しを開始する。
- (4) 徒歩通学児童とスクールバス利用児童それぞれに対して別の流れで対応する。
- (5) 放課後児童クラブ利用児童や家庭状況等により、保護者引き渡しに問題が生じた場合、安全確保のため、学校待機を優先する。

以上の引き渡しの判断基準について、学校と保護者、地域、関係諸機関と共に理解し対応する。特に、保護者や家族については周知徹底をする。

【 地震や津波等が発生した場合の引き渡し基準 】

震度	徒歩通学児童	スクールバス利用児童	放課後児童クラブ利用児童
5弱以上	保護者が引き取りに来るまで引き渡しをすることなく学校待機とし、教職員が保護する。 時間がかかるても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。		
4以下	原則として下校させるが、被害状況や道路状況によっては、職員が引率する集団下校や保護者引き渡しのため、学校に待機させる等の安全第一の対応をする。	原則としてスクールバスによる一斉下校とするが、被害状況や道路状況によっては、職員が引率する集団下校や保護者引き渡しのため、学校に待機させる等の安全第一の対応をする。	原則として施設へ下校させるが、被害状況や道路状況によっては、指導員と連携して職員が引率する集団下校や保護者引き渡しのため学校に待機させる等の安全第一の対応をする。

3. 「学校待機」について

地震や津波、その他の非常時には長期の学校待機が余儀なくされることが予想されるため、次の点に留意して対応する。

- (1) あらゆる手段を駆使して正確な情報収集に努める。
- (2) 二次災害に対する対策をとる。
- (3) 養護教諭やスクールカウンセラー、学校医等の専門的な指導を受けながら、児童の不安や恐怖等に対する心のケアに努める。
- (4) 避難場所にもなるので、児童や保護者だけではなく、地域住民の安全確保にも努める。

(5) 待機がさらに長期化する場合、関係諸機関と連携し、食料や飲料水等の備蓄、確保に努める。

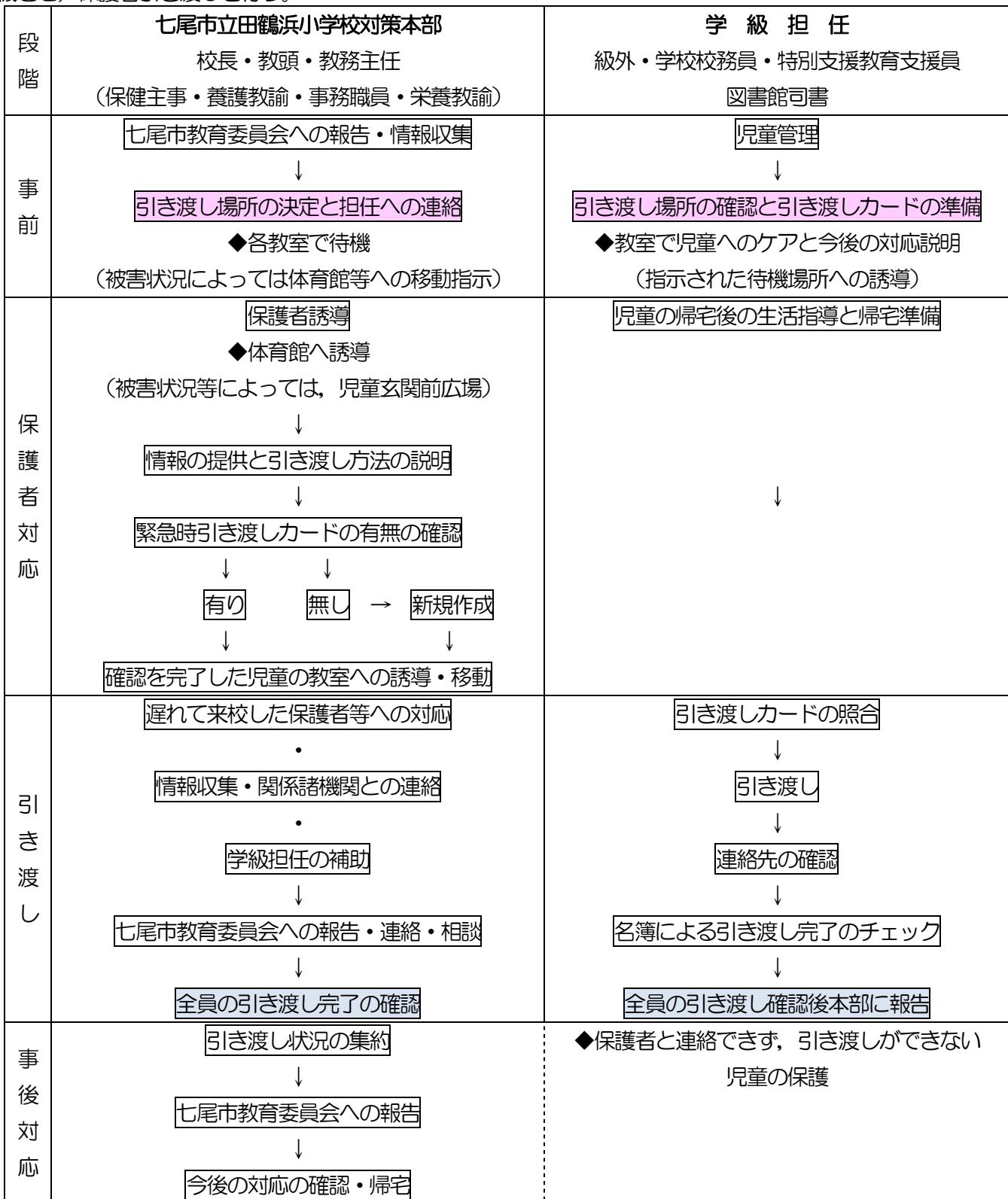
4. 「引き渡しの手順」について

(1) 校内における引き渡し

地震や津波等の発生した事案について、あらゆる手段を駆使して情報収集に努める。震度5弱以上の強い地震の場合、校内災害対策本部を設置して対応する。児童は、下校されることなく学校待機をさせる。

保護者引き渡しについては、以下の図のような手順で対応する。

なお、震度5弱以上の地震が発生した場合、多様で甚大な災害が発生することが予想され、全児童を学校待機させ、保護者引き渡しを行う。



(2) 校外での引き渡し

原則として、最も安全な避難場所となっている学校での引き渡しを行う。

5. 緊急時児童引き渡しマニュアル（保護者用）

1 児童引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震〈震度5弱以上〉、河川氾濫等）が発生したとき
- 不審者が学校へ侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童等に危害が及ぶ恐れがあるとき

2 児童引き渡しについての連絡手段

(1) 通信手段（緊急メール、電話）が使えるとき

- ・原則として学校より連絡をいたします。緊急メール、電話により保護者に連絡し、児童の引き取りを依頼します。
- ・震度5弱以上の場合は、学校から連絡がなくても児童は学校に留め置きます。

(2) いっさいの通信手段がストップし、連絡できないとき

- ・学校に児童を待機させ、引き渡し者の来校を待って引き渡しを行います。

※「1 児童引き渡しを実施するケース」をふまえて、保護者の判断で来校するようお願いします。

3 引き渡し場所

○大規模な自然災害（地震〈震度5弱以上〉、河川氾濫等）が発生したとき

- ・原則、学校を引き渡し場所とします。

○不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき

○近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき

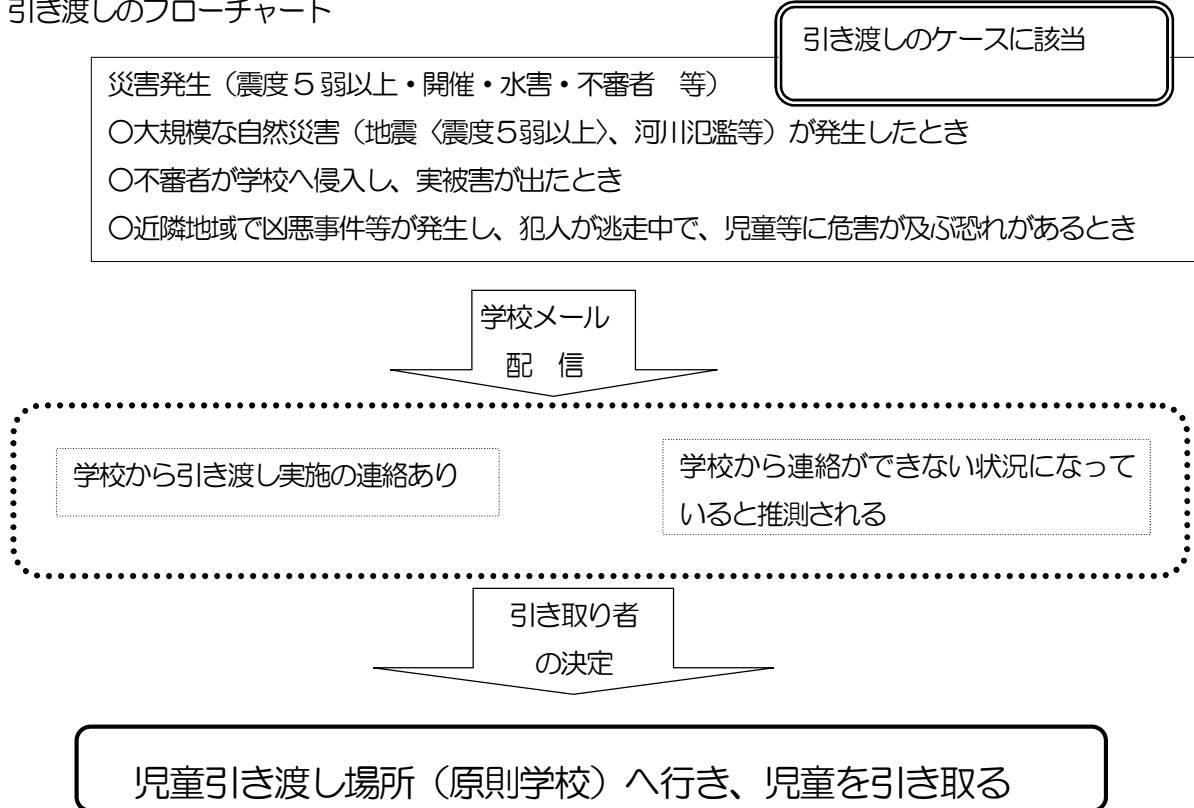
- ・共に原則、学校を引き渡し場所とします。児童の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、改めて設定した引き渡し場所を連絡します。

4 「緊急時児童引き渡しカード」の提出について

円滑かつ安全な引き渡しのために、「緊急時児童引き渡しカード」（※以下、引き渡しカード）を使用して引き渡しを行います。以下の点について、ご協力をお願いいたします。

- ① 保護者以外の引き取り者を、必ず1名以上決めて、引き渡しカードの欄に必要事項を記入してください。
- ② 保護者以外の方が引き取り者になる場合は、児童本人が確認のできる方に限ります。また、その方に必ず了解を得てください。
- ③ 保護者指定の方以外が引き取りに来られる場合は、保護者からの学校への連絡が必要です。また、そのときの引き取り者は、児童本人が確認のできる方に限ります。なお連絡のない場合は引き渡しきれません。
- ④ 引き渡しカードは、学校でコピーしたのち学校から返却いたしますので、大切に保管しておいてください。

引き渡しのフローチャート



5 引き渡しの手順

① 引き渡しカードに基づく確認

複数の児童を引き取りに来られた場合は、一番上の学年からおたずねください。

引き渡し場所（学年・学級別）に行き、教職員に「〇年〇組の〇〇〇です。」と伝えてください。教職員が、引き渡しカードをもとに確認をさせていただきます。

② 児童による確認

待機している児童本人が、引き渡し者を確認できましたら、引き渡しいたします。その際、それ以降確実に連絡が取れる連絡先等をお聞かせいただくこともあります。

③ 次の児童の引き取り

引き取った児童を連れ、次の学年・学級にて、同様の手順で児童の引き取りを行ってください。

④ お願い

児童が落ち着いて待機し、順に引き渡しが実施できるようにしています。教職員に伝えることなく待機場所等から児童を連れて帰らないようにお願いします。

以上、ご協力お願いします。

6 引き渡しカード

※下校後の行き先（自宅以外の場合は記入してください）

行先名：	電話番号：――――
------	-----------

« 災害時等 引き渡しカード »

NO.	引き取り者氏名（1名以上）	続柄	連絡先（同居の場合は記入不要）	チェック欄
1			住所 電話 携帯	
2			住所 電話 携帯	
3			住所 電話 携帯	
震度4以下でも、道路等に影響が出た場合は、児童を学校に待機させますか。 (待機を希望する場合は、右欄の「希望する」に○をつけください。)				希望する
帰宅の道路の安全が確認されても、保護者との連絡が取れない場合は、児童を学校に待機させますか。 (待機を希望する場合は、右欄の「希望する」に○をつけてください。)				希望する

家から学校までの略図（※地図の添付は可）・通学する道と自宅は赤で記入・目印になる目立つ建物を記入

作品、写真等の掲示・掲載について（いずれかを○で囲んでください。）

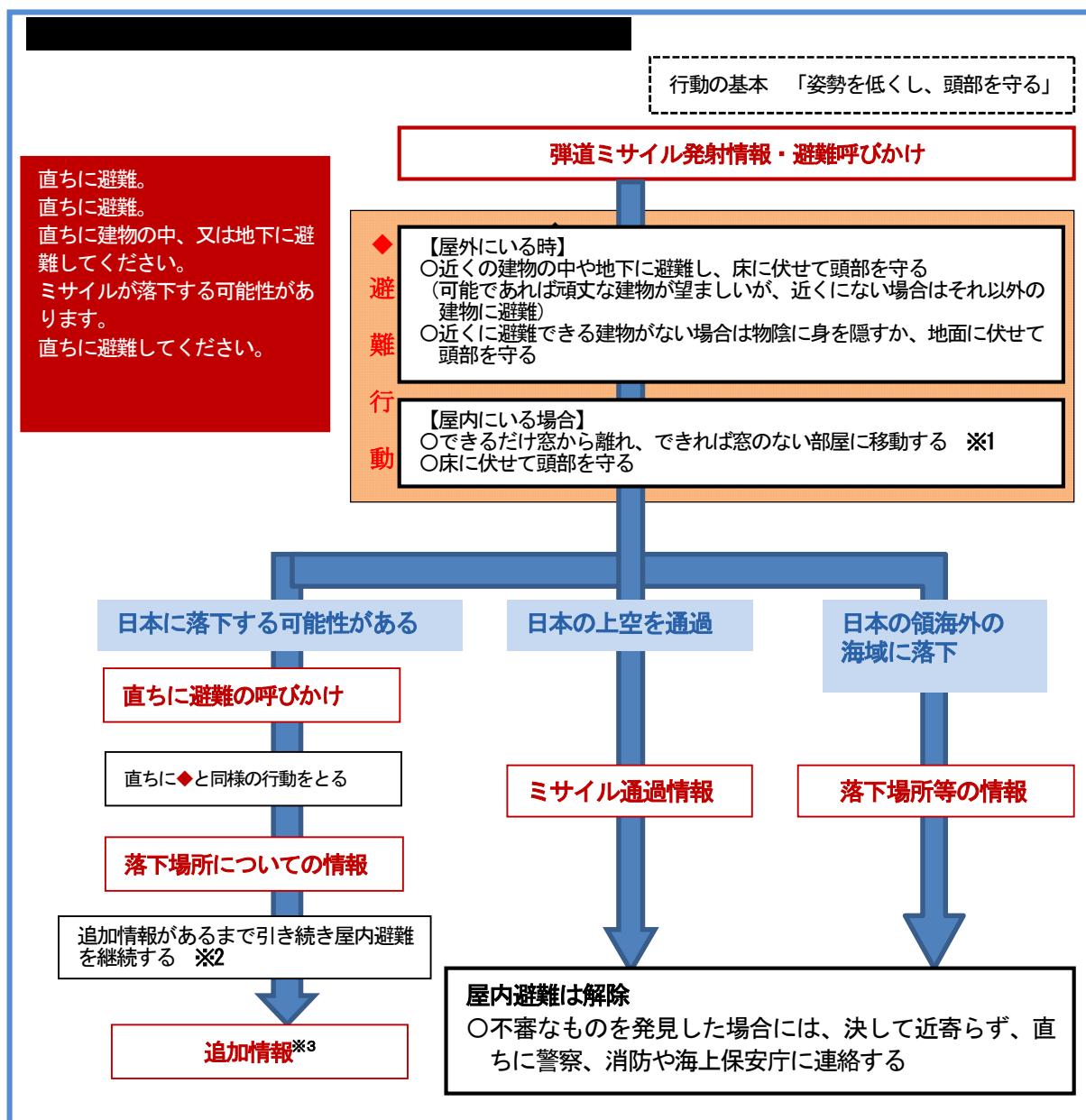
- ① 名前付き作品・写真の校内掲示 （ 許諾します ・ 許諾しません ）
- ② 学校だより及び本校ホームページへの写真掲載 （ 許諾します ・ 許諾しません ）
- ③ 校外出品の名前付き作品 （ 許諾します ・ 許諾しません ）
※ 承諾がない場合は、作品展や応募への出品を控えさせていただきます。
- ④ 名前付き作品・写真のP T A広報誌掲載 （ 訸諾します ・ 訸諾しません ）
- ⑤ ケーブルテレビの取材・放映 （ 訸諾します ・ 訸諾しません ）
※ 市連合運動会（6年）や市音楽会（4年）等に関する取材・放映が考えられます。

11 弾道ミサイル発射対応マニュアル

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達されます。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要です。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能です。



※1 「弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」の時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難してください。ただし、校舎の状況や児童生徒等の避難経路など各学校の実情を十分踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討してください。

※2 「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集します。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動します。もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なりますが、次のように行動します。

- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
- 屋内にいる場合は換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

※3 その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられます。

様々な場面における避難行動等の留意点

先に記した避難行動を基本としつつ、学校の状況や児童生徒等のいる場所に応じて適切な避難行動をとることが必要です。

学校にいる場合

【校舎内の対応例】

例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ることなどが考えられます。

【校舎外の対応例】

例えば、校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなどが考えられます。

校外活動中の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにすることが求められます。
- 校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておくことが求められます。活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について、事前に確認しておくことが重要です。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事案が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うことなど場所に応じた対応がもとめられます。
- 児童生徒等に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくことが求められます。

登下校中の場合

- 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくことが求められます。
- 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくありません。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くことも大切です。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられます。電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うことが大切です。

【スクールバス等における留意点】

- 自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する、周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとります。
- バスに乗っている児童生徒等の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ることも考えられます。地震の避難と同様、危機事象に遭遇した際には危険回避のために統率のとれた行動ができるよう平素から指導しておくことが大切です。

児童生徒等が自宅等にいる場合

- 児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておくことが重要です。あわせて、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておくことが必要です。

学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

- 早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Jアラートによる弾道ミサイル発射情報等が発信された後に日本の領土・領海外に落下した場合は、落下情報に続いて、追加の情報が伝達されます。そのような場合を除き、上空通過の情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味しますので、日常生活に戻って登校を開始することが可能です。
- 交通機関の運行の状況等、地域によって状況が異なることから、平素から自治体が作成している国民保護計画を踏まえて、児童生徒等への連絡方法や連絡のタイミングなどについて学校の対応を検討しておくことが大切です。
- 特に、臨時休業については、学校教育法施行規則第63条に基づき学校長の判断によることとなります。Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合に臨時休業とするか否かや登校の判断等については、学校と学校の設置者との間で事前に協議の上、あらかじめ定めておくことが重要です。

体制整備

適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定等

Jアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておくことが必要であり、その際、学校内での情報伝達の方法も検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておくことが重要です。

また、施設の状況や児童生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証をすることも必要です。

このほか、上述の避難行動の留意点等も踏まえて、学校内だけでなく学校外での授業も含めた様々な状況を具体的に想定しつつ、安全確保の方策についてあらかじめ検討・周知し、全教職員で共通理解を図っておかなければなりません。

自治体の危機管理部局等の関係機関との連携

弾道ミサイルやテロ等に対する対応は市民生活とも連動するものであり、学校だけで実行することはできません。各自治体の国民保護計画を踏まえて、各学校の取組が適切に行えるよう、教育委員会等の学校の設置者が中心となり、各自治体の危機管理部局はもとより、関係機関（例えば、警察、消防、自衛隊等）と連携を強化し、学校への情報伝達や避難方法等について情報共有を図ることが重要です。

【自治体の避難訓練と合わせた取組】

自治体が実施するJアラートによる情報伝達を受けて行動する避難訓練に合わせて学校の訓練を行うことは、Jアラートによる情報が校内でどのように伝達されるか（聞こえるか）を把握することや、教室をはじめ様々な場所での行動を確認するために非常に効果的です。

こうした機会を捉えて、教職員の行動確認はもちろん、児童生徒等にとっても状況を判断し身の安全を図る場所や行動を確かめることができます。

地震避難訓練等で身に付けた行動を生かし、どこにいても自らの判断で安全確保できるようにしておくことが大切です。



Jアラートを介した情報による状況の把握⇒安全な場所を判断して避難⇒姿勢を低くして頭部を守る

【状況に合わせた避難行動について】

その際、条件反射的にいつも決まった行動をとるのではなく、情報の種類（緊急地震速報か弾道ミサイル発射情報か）によって判断することが求められます。

例えば、グラウンド（運動場）にいる場合に、緊急地震速報が聞こえたら「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全確保するため、運動場の中央付近で姿勢を低くして頭を守ります。

一方、弾道ミサイルの場合は、爆風や破片等の危険から身を守るための避難方法を判断し、屋内に避難するなど、同じ屋外にいた場合でも回避すべき危険（地震や弾道ミサイル等）によって避難の仕方が異なることを念頭におく必要があります。

正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか、そのときの状況によって適切に判断し行動できるよう、様々な訓練を通して実践するとともに、振り返りを通して常に評価・改善を図ることが重要です。

避難訓練に参加することは、様々な危機事象を正しく理解し状況に応じて的確に行動できるようにするために、非常に有効です。

12 学校への犯罪・テロへの対応マニュアル

学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。自分の学校だけが受信している場合や近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合など、状況によっても対応は異なりますが、警察の指示の下、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処することが必要です。

例えば、爆破予告等の情報等があった場合、児童生徒等を不安にさせない配慮をしつつ最悪の状況を想定し、安全を第一とした対応が求められます。当該情報に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに教育委員会や警察へ通報し、指示や情報を得ることが第一です。

また、世界の各地において、病院やホテル・コンサート会場・交通施設等、多くの人が集まる民間施設を標的としたテロが発生し、多くの尊い命が犠牲となっています。こうしたソフトターゲットを標的としたテロが日本でも発生する可能性が否定できないことから、学校が標的となり得る点を踏まえ、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。その際も、弾道ミサイルへの対応と同様に、学校独自に考えるのではなく、自治体の国民保護計画に沿って、発生する事案の状況に応じてあらかじめ必要な情報を共有し、いざというときに児童生徒等の安全確保ができるよう備えることが重要です。

学校においては、不審なものがないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校環境を整備し、特に薬品等の備品管理を徹底するとともに、安全点検等を実施することも大切です。

国民保護とは

- ◆ 国民保護とは、万一、武力攻撃や大規模テロがあった際に、国、地方公共団体、関係機関などが協力して行う住民を守るための仕組みであり、その仕組みを定めたものが国民保護法（正式名称「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」）です。この中で、各自治体の長等が各自治体等で策定された国民保護計画の定めに基づき訓練することについて、次のように規定されています。

【第42条第1項】

指定行政機関の長等は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。



- ◆ 国民保護に関する情報は以下のポータルサイトをご参照ください。

【内閣官房 国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁】

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html

全国瞬時警報システム（Jアラート）とは

- ◆ 全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。



市町村防災行政無線（同報系）等から流れる国民保護サイレン音は、国民保護ポータルサイトから確認できます。

また、Jアラートにより情報伝達があった場合は、同時に携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は、津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。

- 以上の情報は、平成30年1月時点での国民保護ポータルサイト上の情報に基づき、学校での対応の視点を加味して作成したものです。「国民保護」に関する対応は、日々、新たな情報が更新されますので、本手引のみにとらわれず、最新の情報を国民保護ポータルサイト等で取得し、適宜、危機管理マニュアルに反映するようにしてください。

13 热中症への対応マニュアル

学校の管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものです。また、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生することがあるので注意が必要です。

熱中症予防のために

環境温湿度又はWBGT（湿球黒球温度）等を測定し、「熱中症予防運動指針」（（公財）日本体育協会）等を参考に運動を行いましょう。水分補給は、0.1～0.2%程度の食塩水を補給するのが望ましいとされています。

肥満傾向の人は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる必要があります。また、運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の悪い人は暑い中で無理に運動させないようにしましょう。梅雨明けなど急に暑くなったときは、体が暑さに慣れていないので、暑さに慣れるまでの1週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め徐々に慣らしていきましょう。

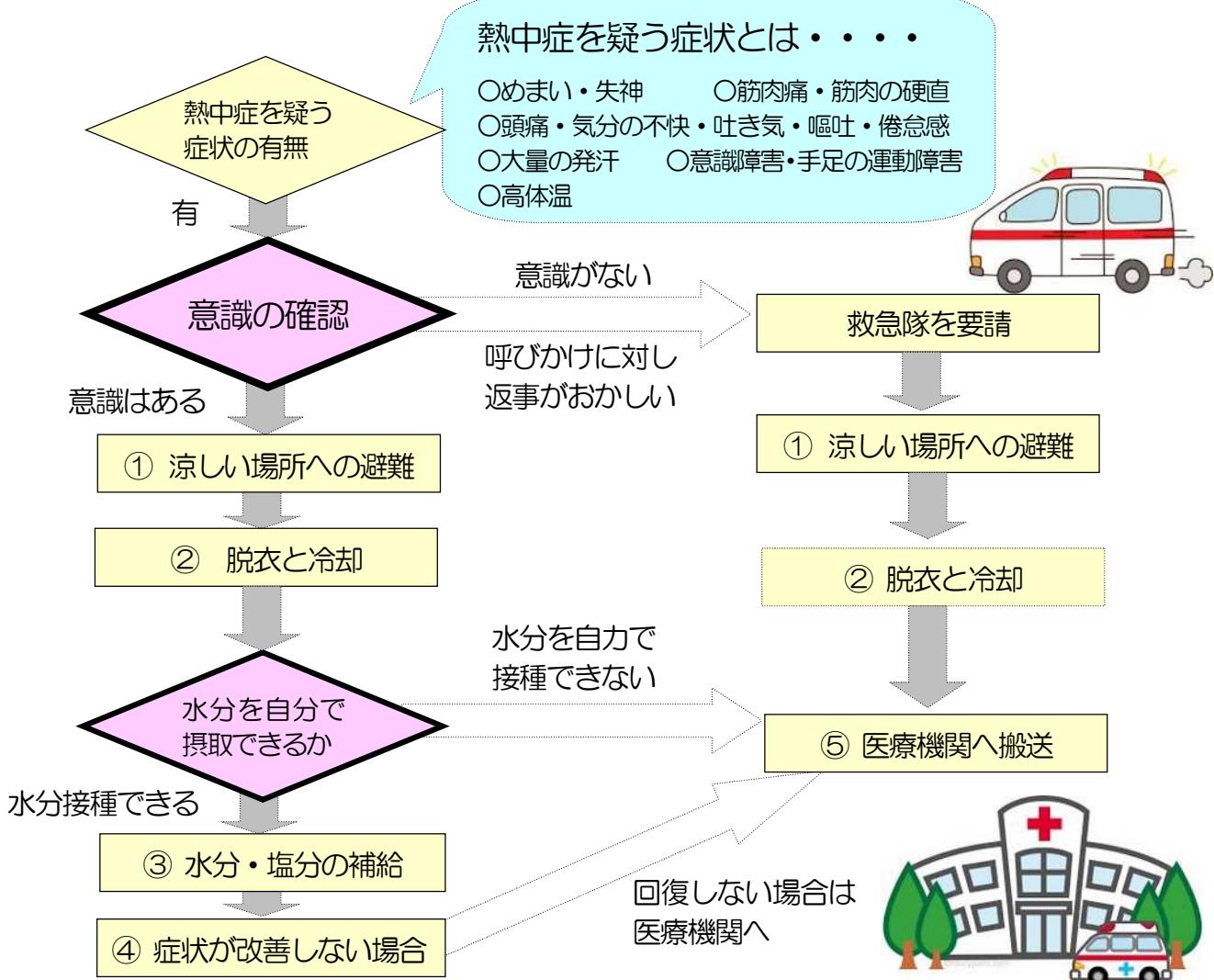
事故発生時の対応について

けいれん、ふらつき、めまい、吐き気などは、熱中症を疑う症状です。意識を失っている場合は、すぐに救急車を要請し、同時に応急手当（P.19 参照）を行います。意識がある場合は、涼しい場所に避難させ、衣服をゆるめて体を冷却し水分補給をさせましょう。症状が改善しない場合は、病院への搬送が必要です。（意識がある場合でも、状況に応じて救急車を要請することも考えられます。）

<参考資料>

- 「学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究」-体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点-（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- 熱中症を予防しよう（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

熱中症になったときには



14 新型コロナウィルス対応マニュアル

これまでの新型コロナウィルス感染症対策を踏まえ、5類感染症への移行後においても、感染拡大を防止するため、学校教育活動に支障を生じさせることなく、両立が可能な対策については、継続して実施する。

1. 児童生徒等への指導

児童生徒等が感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断した上で、これを避ける行動をとることができよう、感染症対策に関する指導を行う。また、児童生徒等には、感染症対策のための持ち物として、次のものが必要となる。

【各自に必要な持ち物】

- 清潔なハンカチ・ティッシュ
- (必要に応じて) マスクやマスクケース等

2. 児童生徒等の健康観察

学校内での感染拡大を防止するためには、健康観察を通じて、児童生徒等の健康状態の異変やその兆候等を把握し、当該児童生徒等自身の健康は勿論、他者への感染リスクを減らすことが重要となる。

① 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校しないことの周知・呼び掛け

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、児童生徒等及び 教職員とも、無理をせずに、自宅で休養する。

② 児童生徒等の健康状態の把握

家庭との連携により、児童生徒等の健康状態を把握する。

③ 児童生徒等に発熱等の症状が見られた場合の対応

児童生徒等に発熱等の症状が見られる場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。また、受診を勧め、受診状況を保護者から聴き取り、状況に応じた対応をする。

3. 換気の確保

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行うようとする。気候、天候 や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談する。

①常時換気の方法

気候上可能な限り、常時換気に努める。廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気する。なお、窓を開ける幅は 10 cm から 20 cm程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にしたり、廊下の窓を開けたりする。

②常時換気が困難な場合

常時換気が難しい場合は、こまめに(30分に1回以上) 数分間程度、窓を全開にする。

③窓のない部屋

常時入口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努める。

④体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染拡大の防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努める。

⑤エアコンを使用している部屋

換気機能のないエアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気 と外気の入れ替えを行っていないことから、そうしたエアコンを使用する場合にも換気は必要となる。

*換気設備等の活用と留意点

換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。また、換気設備の換気能力も確認する。換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓開け等による自然換気との併用が必要な場合が多いことに留意する。なお、換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃を行う。また、十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや HEPA フィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保する。

*冬季における換気の留意点

冷気が入りこむため窓を開けづらい時期でも、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期もあるので、換気に取り組む。気候上可能な限り、常時換気に努める。(難しい場合には 30 分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にする。)。

イ) 室温低下による健康被害の防止

換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、児童生徒等に暖かい服装を心掛けるよう指導するなど、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。また、室温が下がりすぎないよう、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れる。(二段階換気)

ロ) 地域の気候条件に応じた換気方法

換気の方法については、地域の気候等に応じた方法がある場合もある。それぞれの気候条件に応じて、必要に応じ、適切な換気方法を学校薬剤師等に相談する。

ハ) 機器による二酸化炭素濃度の計測

十分な換気ができているかを把握し、適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気の目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測する。

4. 手洗い等の手指衛生の指導

接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口ができるだけ触らないようにするとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを指導する。具体的には、登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食(昼食)の前後など、こまめに手を洗う。手洗いは30秒程度かけて、流水と石けんで丁寧に洗う。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。なお、手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものなので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。また、石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合には、流水でしっかり洗うことを指導するなどの配慮を行う。これらの取組は、児童生徒等のみならず、教職員や、学校に入りする関係者の間でも心掛けるようにする。

5. 咳エチケットの指導

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。他者に飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等に対して適切に咳エチケットを行うよう指導する。

6. マスクの取扱い

学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となる。校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することを推奨する。また、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できなかったりする児童生徒もいることなどから、そういう者にマスクの着脱を強いることのないようにする。児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導をする

7. 普段の清掃のポイント

- 清掃用具の劣化や衛生状態、適切な道具が揃っているかを確認する。
- トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃する。
- 器具・用具や清掃道具など共用する物品については、使用的都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導する。
- 清掃の実施の際には、換気を十分に行います。

8. 抵抗力を高めること 身体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛けるよう指導する。

9. 身体的距離の確保

活動の性質上、学校においては身体的距離を確保することが感染対策上有効となる。特に、地域や学校において感染が流行している場合などには、授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童生徒等の間隔を可能な範囲でとる。その際、児童生徒等の間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応する。

10. 具体的な活動場面ごとの感染症対策

(1) 各教科等 地域や学校において感染が流行している場合などには、以下に示すような各教科等における

「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて、一時的に

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること 等の対策を講じる。

「感染リスクが比較的高い学習活動」

- ・「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」「一斉に大きな声で話す活動」

【各教科等共通】・「児童生徒がグループで行う実験や観察」【理科】

- ・「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」【音楽】

- ・「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」【図画工作、美術、工芸】

- ・「児童生徒がグループで行う調理実習」【家庭、技術・家庭】

- ・「組み合ったり接触したりする運動」【体育、保健体育】

そのほか、以下の点にも留意します。

□ 「医療的ケア児」及び「基礎疾患児」や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった児童生徒等については、授業等への参加を強制せずに、児童生徒等や保護者の意向を尊重する。

□ 特別支援学校等における自立活動や幼稚園における保育活動については、教師と児童生徒等や児童生徒等同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられるため、適切な配慮を行った上で実施する。

(2) 儀式的行事等の学校行事

儀式的行事のほか、体育的行事や文化的行事その他の学校行事の実施に当たっても、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、(1)で述べた対策のほか、以下のような対策や工夫を講じることが考えられます。その際には、児童生徒等や保護者等の理解・協力が得られるよう、丁寧な説明・情報発信を行う。

<感染症対策>

- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨など
- ・アルコール消毒薬の設置など
- ・可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離の確保

<開催方式の工夫の例>

- ・ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催

(3) 給食等の食事をとる場面 児童生徒等全員に食事の前後の手洗いを指導するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意する。

(4) 帰宅後(又は学校到着後)は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない等の指導を行うことが重要です。スクールバスの利用に当たっては以下のことが考える。

□ 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと

□ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには乗車を見合わせるよう呼び掛けること

□ 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること

また、地域や学校において感染が流行している場合などには、可能な範囲で運行方法の工夫等を行い、過密乗車を避ける。

(5) 健康診断

健康診断の実施に当たって、特に地域や学校において感染が流行している場合などには、児童生徒等が密集しないよう、部屋に一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際にはできるだけ間隔を空けることや、会話や発声を控えるよう児童生徒等に指導する。また、検査に必要な器具等を適切に消毒する。健康診断の実施時期の判断や実施の方法等については、学校医や学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておく。

新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講すべき措置について

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようする。

2. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部又は一部の臨時休業を行う必要性については、通常、学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断する。

＜臨時休業の範囲や条件の例＞ 学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者を出席停止等とするとともに、学校医等と相談し、臨時休業を検討する。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
 - ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②その他、設置者で必要と判断した場合 ※ ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。
- 上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行わない。
- 学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

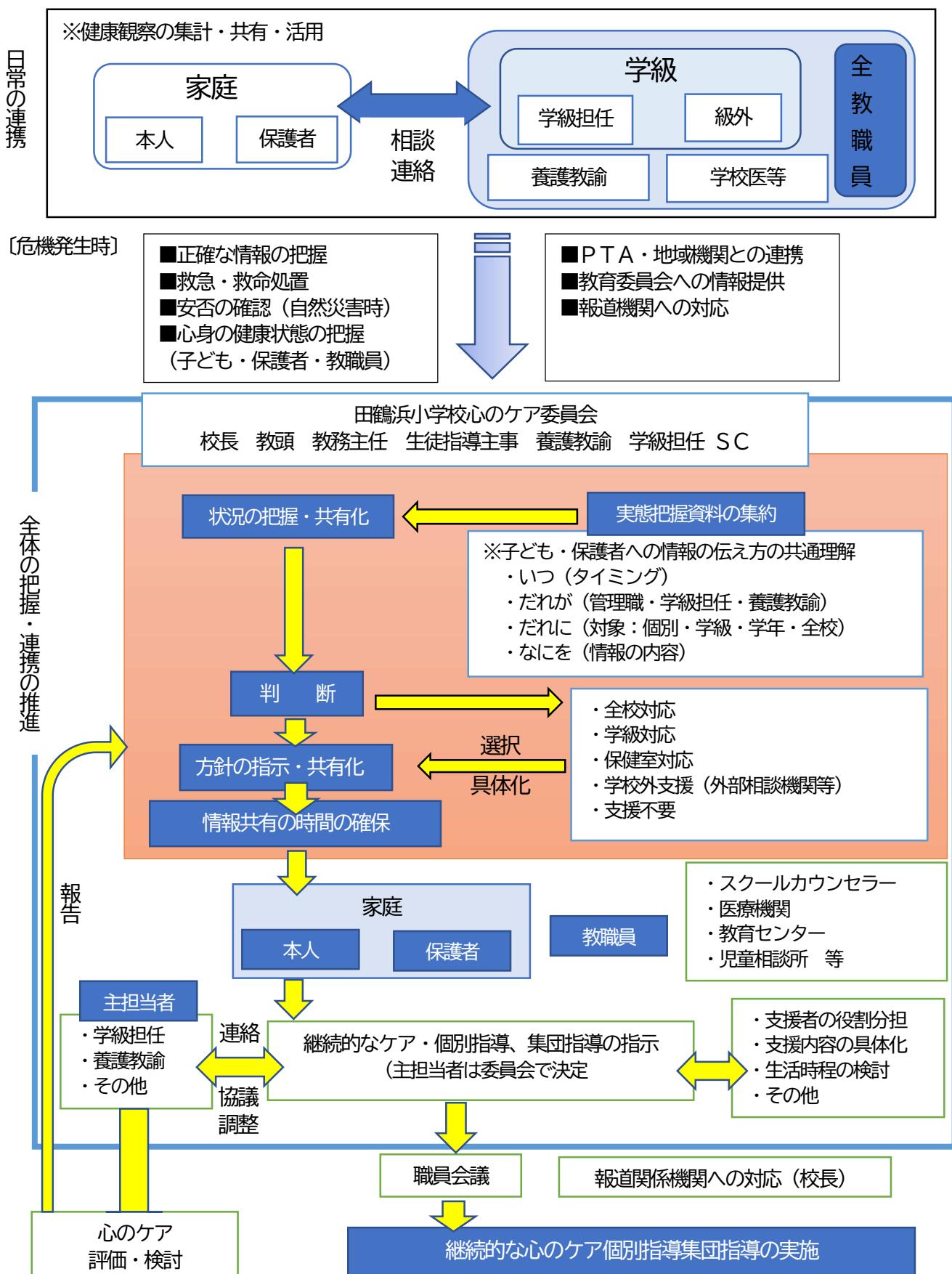
- 複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する
- 児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく出席停止の措置を講じること。その際、児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、校長の判断により、引き続き「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。

15 危機発生時等における心のケアに関する危機管理マニュアル

- [平常時] ■心身の健康状態の把握（教職員による朝の健康観察・日常の観察）
 ■心のケアに関する教職員の研修（児童理解のための定期の職員会議：月1回及び随時）



災害や事件・事故発生時における心のケアの留意点

災害や事件・事故発生時に求められる心のケアは、その種類や内容により異なるが、基本的な留意点として次の事項が挙げられる。

- ① 迅速に安否確認や心身の健康状態の把握を行う。そのためには、休日に発生した災害などでも、子ども、保護者、教職員の所在等を確認できるよう事前に連絡方法を確認しておく。また、子どもの心のケアに当たり、その家族・友人・関係者の安否や被災状況についてもできる限り把握しておくことが重要である。
- ② 特に、災害の場合には、まず、子どもに安心感や安全感を取り戻させることが大切であることから、ライフラインの復旧を優先し、できるだけ早期に平常時の生活に戻すことが大切となる。
- ③ 命にかかわるような状況に遭遇したり、それを目撃したりした場合などには、通常のストレスでは生じない精神症状と身体症状が現れることがある。その代表は先述の ASD や PTSD であるが、災害や事件・事故の直後には現れず、しばらく経ってから症状が現れる場合があることを念頭に置く必要がある。
- ④ 学校管理下におけるけがや事件・事故などによる子どもの命にかかわる出来事への対応には、迅速に適切な救命処置を行う。

事態への対応に当たっては、子どもたちに動揺や風評が広まることのないように、子どもや保護者への情報の伝え方（いつ・だれが・だれに・何を）については共通理解を図った上で実施する。また、被害を受けた子どもの保護者へは、正確な情報提供（発生状況、健康被害状況、病院への搬送等）が、速やかに行えるようにすることが重要である。日ごろから応急手当や救命処置等が適切に行われるよう訓練を行うなど、救急体制の整備に努める。

- ⑤ 災害や事件・事故の内容によっては、心のケアの前提として体（命）を守るための対応が不可欠となる。例えば、女子生徒が性的被害を受けた場合、感染症及び産科的リスクの回避や外傷の有無の確認が必要な場合もあるので、状況に応じて医療機関を受診させる。また、他の子どもの安全を確保するための措置と被害者のプライバシー保護の両方に配慮した対応が学校に求められる。
- ⑥ 災害や事件・事故の内容によっては法的事項を踏まえた対応が求められる。例えば、上記の性被害のケースでは、心のケアと合わせて事件にどう対処するか判断する上で法的事項の確認が必要となる。
- ⑦ 障害や慢性疾患のある子どもの場合、災害や事件・事故発生時には、平常時の状況に比べ、様々な困難がある状況になっている。例えば、日常生活上の介助や支援が不足したり、必要な情報が正しく伝わらないなどの不安を抱えていることが多い。そのため、心のケアを考える際には、これらの不安等への配慮や、障害特性及び症状の悪化に対する十分な配慮が必要となる。
- ⑧ 災害や事件・事故においては、教職員が大きなストレスを受けることが多い。子どもの心の回復には、子どもが安心できる環境が不可欠であり、それには、周りの大人の心の安定が大切である。教職員自身のメンタルヘルスにも十分な配慮を払うことが、子どもの心のケアにおいても重要となる。保護者においても同様である。

以上、災害や事件・事故発生時における心のケアの基本的な留意点について述べたが、適切な心のケアの基盤となるのは、「毎日の健康観察」、「メンタルヘルスを担う校内組織体制の構築」、「心のケアに関する教職員等の研修」、「心身の健康に関する支援」、「心身の健康に関する指導」、「医療機関をはじめとする地域の関係機関等との連携」など、平常時からの取組である。さらに、危機管理マニュアルに心のケアを位置付け、実効性のあるマニュアルにするために、定期的に見直しを図る。

16 被災後の学校再開について

(1) 事故・災害等発生後の臨時休業・臨時登校等の措置

①事故・災害等発生後の臨時休業の判断

校長は、下記の基準に当てはまる場合、七尾市教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断する。臨時休業を決定した場合は、多様な手段を用いてその旨を保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告する。

【臨時休業の判断基準】

- *震度5強以上の地震（但し、学区内の被害が軽微である場合を除く）
- *事故・災害等により、本校に避難所が開設されるなど、校区内に大きな被害が出た場合
- *その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合

【臨時休業の保護者等への連絡手段】

- *一斉配信メール
- *本校ウェブサイトへの掲載 *学校入口（校門）への掲示
- *避難所への掲示 *PTA役員、地域町内会役員などへの伝言依頼
- *七尾市からの広報（七尾市教育委員会を通じて要請）

②臨時登校の実施

校長は、必要に応じて、七尾市教育委員会と協議の上、登校可能な児童・教職員を対象に「臨時登校日」を設けて臨時登校を実施する。

【臨時登校の目的】

- *登校可能な児童、勤務可能な教職員の人数確認
- *児童の心理面の状況把握・安定確保
- *児童の学習環境（教科書・学用品等）における被害の実態把握

【実施上の留意点】

- *校舎等被害の応急措置、危険箇所の立入制限等を行い、安全を確保
(校舎等の被害状況により、代替施設の確保も検討)
- *ライフライン（上下水道、電力）、トイレの復旧状況を考慮
- *通学路の安全性を確認（必要に応じ、集団登下校など安全な通学手段を検討）

なお、臨時登校実施に際しては、上記①で示した多様な手段を用いて、保護者への連絡を行う。

(2) 学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じる。

児童・教職員の被害	発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報をまとめること。 *児童及びその家族の安否、住居等の被害状況 *教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設、設備の被害	校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。 *学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 ※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、 校内平面図に位置を明記 *危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 *学校給食施設・備品の点検と必要な措置 *ライフゲイン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認 (使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施) *危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施

	<ul style="list-style-type: none"> *七尾市教育委員会に対し、以下を要請 <ul style="list-style-type: none"> ・専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、被害箇所の応急処置・復旧 ・ライフライン事業者による点検・復旧
通学路・通学手段の被害	<p>通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常の通学手段による通学の可否について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> *学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所 *スクールバスの運行可能性（七尾市教育委員会を通じ、委託事業者に確認）

（3）応急教育に係る計画の作成

校長は、上記（2）の調査結果を基に、七尾市教育委員会と協議・連携して、以下の①～④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童の心身の状態に配慮する。

①教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。

※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

②教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

- 授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、2部附授業、複式授業など）
- 臨時学級編成
- 臨時時間割の作成
- 教職員の再配置・確保
- 学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など）
- 給食への対応（調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など）

③避難所運営との調整

学校施設が避難所として使用される場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、以下の点について確認・依頼する。

【避難所運営組織との協議事項】

- *立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認
- *動線設定（児童等学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分）
- *生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）

④教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、七尾市教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

【教育活動再開における考慮事項】

- *学校施設の応急復旧状況
- *危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況
- *ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況
- *通学路の安全確保状況
- *利用できる教室数など、教育の場の確保状況
- *登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数
- *避難所としての本校の利用状況 など

授業再開時期を決定した後は、上記（1）②に示した多様な手段を用いて、保護者・児童への連絡を行う。

（4）被災児童への支援

①教科書・学用品等の確保

- 校長は、児童の学習に支障が生じないよう、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努める。
- 児童の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに七尾市教育委員会へ報告する。
(災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため)
 - 当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。
 - 教科書等がない児童への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

②就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な児童の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、七尾市教育委員会に報告する。

③避難・移動した児童、転出する児童への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童及び転出する児童について、以下のとおり対応する。

- 避難・移動した児童について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。
- 転出した児童については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

（5）マスコミ対策

- 市教委を通しての取材かどうかを確認する。
 - 対応は管理職のみが行う。
 - 校内での撮影・ソーシャルメディア等を許可する場合は事前に留意点を示す。
- ※児童の心のケアを第一に考えた対策を行う。